

特許法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令 新旧対照条文

(新旧対照条文一覧)

(本則)

○特許法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十号）（第一条関係）	．．．．．	1
○実用新案法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十一号）（第二条関係）	．．．．．	33
○商標法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十三号）（第三条関係）	．．．．．	40
○特許登録令施行規則（昭和三十五年通商産業省令第三十三号）（第四条関係）	．．．．．	58
○商標登録令施行規則（昭和三十五年通商産業省令第三十六号）（第五条関係）	．．．．．	63
○特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則（昭和五十三年通商産業省令第三十四号）（第六条関係）	．．．．．	67
○工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則（平成二年通商産業省令第四十一号）（第七条関係）	．．．．．	80
○工業所有権の手数料等を現金により納付する場合における手続に関する省令（平成八年通商産業省令第六十四号）（第八条関係）	．．．．．	91
○弁理士法施行規則（平成十二年通商産業省令第四百十一号）（第九条関係）	．．．．．	93
○経済産業省関係産業競争力強化法施行規則（平成二十六年経済産業省令第一号）（第十条関係）	．．．．．	94
(附則)		
○意匠法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十二号）（附則第三条関係）	．．．．．	96
○特許法施行規則等の一部を改正する省令（平成九年通商産業省令第二十一号）（附則第四条関係）	．．．．．	101

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第十八条）</p> <p>第二章 削除</p> <p>第三章 特許出願（第二十三条―第三十一条）</p> <p>第四章 特許出願の審査（第三十一条の二―第三十七条）</p> <p>第四章の二 出願公開（第三十八条）</p> <p>第四章の三 特許協力条約に基づく国際出願に係る特例（第三十八条の二―第三十八条の十四）</p> <p>第四章の四 特許権の存続期間の延長登録（第三十八条の十五―第三十八条の十八）</p> <p>第五章 判定（第三十九条・第四十条）</p> <p>第六章 特許権の移転の特例（第四十条の二）</p> <p>第七章 裁定（第四十一条―第四十五条）</p> <p>第八章 特許異議の申立て（第四十五条の二―第四十五条の六）</p> <p>第九章 審判及び再審</p> <p>第一節 総則（第四十六条―第五十条の十六）</p> <p>第二節 口頭審理（第五十一条―第五十六条）</p> <p>第三節 証拠調べ及び証拠保全</p> <p>第一款 総則（第五十七条―第五十七条の七）</p> <p>第二款 証人尋問（第五十八条―第五十八条の十八）</p> <p>第三款 当事者尋問（第五十九条―第五十九条の三）</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第十八条）</p> <p>第二章 削除</p> <p>第三章 特許出願（第二十三条―第三十一条）</p> <p>第四章 特許出願の審査（第三十一条の二―第三十七条）</p> <p>第四章の二 出願公開（第三十八条）</p> <p>第四章の三 特許協力条約に基づく国際出願に係る特例（第三十八条の二―第三十八条の十四）</p> <p>第四章の四 特許権の存続期間の延長登録（第三十八条の十五―第三十八条の十八）</p> <p>第五章 判定（第三十九条・第四十条）</p> <p>第六章 特許権の移転の特例（第四十条の二）</p> <p>第七章 裁定（第四十一条―第四十五条）</p> <p>第八章 審判及び再審</p> <p>第一節 総則（第四十六条―第五十条の十六）</p> <p>第二節 口頭審理（第五十一条―第五十六条）</p> <p>第三節 証拠調べ及び証拠保全</p> <p>第一款 総則（第五十七条―第五十七条の七）</p> <p>第二款 証人尋問（第五十八条―第五十八条の十八）</p> <p>第三款 当事者尋問（第五十九条―第五十九条の三）</p>

第四款 鑑定（第六十条―第六十条の八）

第五款 書証（第六十一条―第六十一条の十一）

第六款 検証（第六十二条・第六十二条の二）

第七款 証拠保全（第六十三条―第六十五条）

第十章 特許証、特許表示及び特許料（第六十六条―第六十九条の二）

第十一章 特許料等の減免又は猶予等（第七十条―第七十七条

附則

（代理権の証明）

第四条の三 法定代理権、特許法第九条の規定による特別の授権又は次に掲げる手続をする者の代理人の代理権は、書面をもつて証明しなければならない。ただし、第二号において、特許法第三十四条第四項の規定による特許を受ける権利の承継の届出を行う譲渡人代理人が届出前の代理人と同じ場合は、その代理人の代理権は書面をもつて証明することを要しない。

一〇八 （略）

九 特許異議の申立て

十 特許法第一百九条第一項の規定による参加の申請（同法第一百七十四条第一項において準用する場合を含む。）

十一 特許法第二百十条の五第一項の規定による意見書の提出（同法第一百七十四条第一項において準用する場合を含む。）

十二 （略）

十三 特許法第三百三十四条第一項の規定による答弁書の提出（同法第七十一条第三項及び第一百七十四条第三項において準用

第四款 鑑定（第六十条―第六十条の八）

第五款 書証（第六十一条―第六十一条の十一）

第六款 検証（第六十二条・第六十二条の二）

第七款 証拠保全（第六十三条―第六十五条）

第九章 特許証、特許表示及び特許料（第六十六条―第六十九条の二）

第十章 特許料等の減免又は猶予等（第七十条―第七十七条）

附則

（代理権の証明）

第四条の三 法定代理権、特許法第九条の規定による特別の授権又は次に掲げる手続をする者の代理人の代理権は、書面をもつて証明しなければならない。ただし、第二号において、特許法第三十四条第四項の規定による特許を受ける権利の承継の届出を行う譲渡人代理人が届出前の代理人と同じ場合は、その代理人の代理権は書面をもつて証明することを要しない。

一〇八 （略）

（新設）

（新設）

（新設）

九 （略）

十 特許法第三百三十四条第一項の規定による答弁書の提出（同法第七十一条第三項及び第一百七十四条第二項において準用す

する場合を含む。）

十四 特許法第四百八十八条第一項又は第三項の規定による参加の申請（同法第七十四条第三項において準用する場合を含む。）

十五 証拠保全の申立て（判定請求前、特許異議の申立て前、審判の請求前又は再審の請求前の申立てに限る。）

十六・十七 （略）

2～4 （略）

第七条 特許庁長官又は審判長は、外国人の手續について必要があると認めるときは、次に掲げる書面の提出を命ずることができる。

一～三 （略）

（代表者選定届の様式等）

第八条 特許法第十四条ただし書の規定による届出をするときは、願書、判定請求書、特許異議申立書、審判請求書、特許法第八十四条の五第一項の書面、同法第八十四条の二十第一項の申出に係る書面又は届出書にその旨を記載し、その事実を証明する書面を提出しなければならない。

2 （略）

（氏名変更届等の様式等）

第九条 （略）

2・3 （略）

4 特許庁長官又は審判長は、第一項の規定による届出について

る場合を含む。）

十一 特許法第四百八十八条第一項又は第三項の規定による参加の申請（同法第七十四条第二項において準用する場合を含む。）

十二 証拠保全の申立て（判定請求前、審判の請求前又は再審の請求前の申立てに限る。）

十三・十四 （略）

2～4 （略）

第七条 特許庁長官は、外国人の手續について必要があると認めるときは、次に掲げる書面の提出を命ずることができる。

一～三 （略）

（代表者選定届の様式等）

第八条 特許法第十四条ただし書の規定による届出をするときは、願書、判定請求書、審判請求書、特許法第八十四条の五第一項の書面、同法第八十四条の二十第一項の申出に係る書面又は届出書にその旨を記載し、その事実を証明する書面を提出しなければならない。

2 （略）

（氏名変更届等の様式等）

第九条 （略）

2・3 （略）

4 特許庁長官は、第一項の規定による届出について必要がある

必要があると認めるときは、これを証明する書面の提出を命ずることができる。

(提出書面の省略)

第十条 同時に二以上の手続（実用新案法（昭和三十四年法律第二百二十三号）、意匠法（昭和三十四年法律第二百五号）、商標法（昭和三十四年法律第二百二十七号）、工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成二年法律第三十号。以下「特例法」という。）、産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）又はこれらの法律に基づく命令に規定する手続を含む。）をする場合において、特許法第三十条第三項若しくは第四十三条第二項（同法第四十三条の二第二項（同法第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。）及び第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。）、特許法施行令（昭和三十五年政令第十六号）第十条、特許法等関係手数料令（昭和三十五年政令第二十号）第一条の三、産業競争力強化法施行令（平成二十六年政令第十三号）第十七条から第十九条まで又はこの規則第四条の三から第七条まで、第八条第一項、第九条第四項、第十一条の五第二項、第二十五条の七第五項、第二十七条第一項、第二項、第三項前段若しくは第四項前段、第二十七条の二第二項若しくは第二項、第二十七条の四の二第五項（同条第七項において準用する場合を含む。）、第三十一条の二第七項、第三十八条の二第三項、第三十八条の十四第四項（同条第六項において準用する場合を含む。）、第六十九条第三項前段若しくは第六十九条の二第二項の規定により提出すべき証明書の内容が同一であるときは、一の手続についてこれを提出し

と認めるときは、これを証明する書面の提出を命ずることができる。

(提出書面の省略)

第十条 同時に二以上の手続（実用新案法（昭和三十四年法律第二百二十三号）、意匠法（昭和三十四年法律第二百五号）、商標法（昭和三十四年法律第二百二十七号）、工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成二年法律第三十号。以下「特例法」という。）、産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）又はこれらの法律に基づく命令に規定する手続を含む。）をする場合において、特許法第三十条第三項若しくは第四十三条第二項（同法第四十三条の二第三項において準用する場合を含む。）、特許法施行令（昭和三十五年政令第十六号）第十五条、特許法等関係手数料令（昭和三十五年政令第二十号）第一条の三、産業競争力強化法施行令（平成二十六年政令第十三号）第十七条から第十九条まで又はこの規則第四条の三から第七条まで、第八条第一項、第九条第四項、第十一条の五第二項、第二十五条の七第五項、第二十七条第一項、第二項、第三項前段若しくは第四項前段、第二十七条の二第二項若しくは第二項、第三十八条の二第三項、第六十九条第三項前段若しくは第六十九条の二第二項の規定により提出すべき証明書の内容が同一であるときは、一の手続についてこれを提出し、他の手続においてその旨を申し出て当該証明書の提出を省略することができる。

、他の手続においてその旨を申し出て当該証明書の提出を省略することができる。

2 他の事件（実用新案法、意匠法、商標法、特例法、産業競争力強化法又はこれらの法律に基づく命令に係るものを含む。）について既に特許庁に証明書を提出した者は、特許法第三十条第三項若しくは第四十三条第二項（同法第四十三条の二第二項（同法第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。）及び第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。）、特許法施行令第十条、特許法等関係手数料令第一条の三、産業競争力強化法施行令第十七条から第十九条まで又はこの規則第四条の三から第七条まで、第八条第一項、第九条第四項、第十条の五第二項、第二十五条の七第五項、第二十七条第一項、第二項、第三項前段若しくは第四項前段、第二十七条の二第一項若しくは第二項、第二十七条の四の二第五項（同条第七項において準用する場合を含む。）、第三十一条の二第七項、第三十八条の二第三項、第三十八条の十四第四項（同条第六項において準用する場合を含む。）、第六十九条第三項前段若しくは第六十九条の二第二項に規定する場合において、その事項に変更がないときは、当該手続においてその旨を申し出て当該証明書の提出を省略することができる。ただし、特許庁長官又は審判長は、特に必要があると認めるときは、当該証明書の提出を命ずることができる。

（手続補正書の様式等）

第十一条 手続の補正（第三項、次条第一項、特許法第百八十四条の七第二項及び同法第百八十四条の八第二項に規定するもの

2 他の事件（実用新案法、意匠法、商標法、特例法、産業競争力強化法又はこれらの法律に基づく命令に係るものを含む。）について既に特許庁に証明書を提出した者は、特許法第三十条第三項若しくは第四十三条第二項（同法第四十三条の二第三項において準用する場合を含む。）、特許法施行令第十五条、特許法等関係手数料令第一条の三、産業競争力強化法施行令第十七条から第十九条まで又はこの規則第四条の三から第七条まで、第八条第一項、第九条第四項、第十一条の五第二項、第二十五条の七第五項、第二十七条第一項、第二項、第三項前段若しくは第四項前段、第二十七条の二第一項若しくは第二項、第三十八条の二第三項、第六十九条第三項前段若しくは第六十九条の二第二項に規定する場合において、その事項に変更がないときは、当該手続においてその旨を申し出て当該証明書の提出を省略することができる。ただし、特許庁長官は、特に必要があると認めるときは、当該証明書の提出を命ずることができる。

（手続補正書の様式等）

第十一条 手続の補正（第三項、次条第一項、特許法第百八十四条の七第二項及び同法第百八十四条の八第二項に規定するもの

を除く。)のうち、様式第二、様式第四、様式第九、様式第十一、様式第十三、様式第十五の二、様式第十六、様式第十八、様式第二十、様式第二十二、様式第二十六から様式第三十一の八まで、様式第三十二、様式第三十四、様式第三十六、様式第三十八、様式第四十、様式第四十二、様式第四十四、様式第四十六、様式第四十八、様式第五十、様式第五十一の二から様式第五十五まで、様式第六十一の六、様式第六十四の三、様式第六十五の二、様式第六十五の四、様式第六十五の六、様式第六十五の九、様式第六十五の十一、様式第六十五の十三、様式第六十五の十五、様式第六十五の十七、様式第六十五の十九、様式第六十五の二十一、様式第六十五の二十三又は様式第六十五の二十五により作成した書面を特許庁に提出することによりした手続の補正は様式第十三により、それ以外の手続の補正は様式第十四によりしななければならない。

2～4 (略)

5 補正による手数料の納付(様式第二、様式第十五の二、様式第十八、様式第二十六から様式第二十八の二まで、様式第四十四、様式第五十三、様式第五十五及び様式第六十一の六により作成した書面を特許庁に提出することによりした手続に係る手数料に係るもの並びに前項(次条第二項において準用する場合を含む。)に規定するものを除く。)は、様式第十五によりしななければならない。

(要約書の補正の期間)

第十一条の二の二 特許法第十七条の三の経済産業省令で定める期間は、特許出願の日(同法第四十一条第一項、第四十三条第

を除く。)のうち、様式第二、様式第四、様式第九、様式第十一、様式第十三、様式第十五の二、様式第十六、様式第十八、様式第二十、様式第二十二、様式第二十六から様式第三十一の八まで、様式第三十二、様式第三十四、様式第三十六、様式第三十八、様式第四十、様式第四十二、様式第四十四、様式第四十六、様式第四十八、様式第五十、様式第五十一の二から様式第五十五まで、様式第六十一の二、様式第六十四の三、様式第六十五の二、様式第六十五の四、様式第六十五の六、様式第六十五の九、様式第六十五の十一、様式第六十五の十三、様式第六十五の十五、様式第六十五の十七、様式第六十五の十九、様式第六十五の二十一、様式第六十五の二十三又は様式第六十五の二十五により作成した書面を特許庁に提出することによりした手続の補正は様式第十三により、それ以外の手続の補正は様式第十四によりしななければならない。

2～4 (略)

5 補正による手数料の納付(様式第二、様式第十五の二、様式第十八、様式第二十六から様式第二十八の二まで、様式第四十四、様式第五十三、様式第五十五及び様式第六十一の二により作成した書面を特許庁に提出することによりした手続に係る手数料に係るもの並びに前項(次条第二項において準用する場合を含む。)に規定するものを除く。)は、様式第十五によりしななければならない。

(新設)

一項、第四十三條の二第一項（同法第四十三條の三第三項において準用する場合を含む。）又は第四十三條の三第一項若しくは第二項の規定による優先権の主張を伴う特許出願にあつては、当該優先権主張の基礎とした出願の日のうち最先の日。以下「優先日」という。）から一年四月（特許出願（同法第百八十四條の四第一項の外国語特許出願を除く。）の願書に添付した要約書を補正する場合にあつては出願公開の請求があつた後の期間を除き、国内書面提出期間内に出願人から出願審査の請求のあつた同法第百八十四條の四第一項の外国語特許出願であつて国際公開がされているものの願書に添付された要約書を補正する場合にあつては出願審査の請求があつた後の期間を除く。）とする。

（優先権主張書面の補正の期間）

第十一條の二の三 特許法第十七條の四の經濟産業省令で定める期間は、次に掲げる場合に応じ、当該各号に定める期間とする。

一 特許出願（特許法第四十四條第一項、第四十六條第一項若しくは第二項又は第四十六條の二第一項の規定による特許出願を除く。）について、同法第十七條の四の規定により同法第四十一條第四項に規定する書面又は同法第四十三條第一項（同法第四十三條の二第二項（同法第四十三條の三第三項において準用する場合を含む。）及び第四十三條の三第三項において準用する場合を含む。）に規定する書面（以下これらの書面を「優先権主張書面」という。）について補正をする場合 優先日（優先権主張書面について補正をすることによ

（新設）

り優先日について変更が生じる場合には、変更前の優先日又は変更後の優先日のいずれか早い日。次号において同じ。）
から一年四月の期間が満了する日又はこれらの規定による優先権の主張を伴う特許出願の日から四月の期間が満了する日のいずれか遅い日までの間（出願審査の請求又は出願公開の請求があつた後の期間を除く。）

二 特許法第四十四条第一項、第四十六条第一項若しくは第二項又は第四十六条の二第一項の規定による特許出願について、同法第十七条の四の規定により優先権主張書面について補正をする場合、優先日から一年四月、同法第四十四条第一項の規定による新たな特許出願に係るもとの特許出願の日、同法第四十六条第一項若しくは第二項の規定による出願の変更に係るもとの出願の日若しくは同法第四十六条の二第一項の規定による特許出願の基礎とした実用新案登録に係る実用新案登録出願の日から四月又は同法第四十四条第一項、第四十六条第一項若しくは第二項又は第四十六条の二第一項の規定による特許出願をした日から一月の期間が満了する日のいずれか遅い日までの間（出願審査の請求又は出願公開の請求があつた後の期間を除く。）

（弁明書の様式）

第十一条の四 特許法第十八条の二第二項又は第百三十三条の二第二項の弁明書は、様式第二、様式第四、様式第九、様式第十一、様式第十三、様式第十五の二、様式第十六、様式第十八、様式第二十、様式第二十二、様式第二十六から様式第二十八の二まで、様式第三十一の五、様式第三十一の九から様式第三十

（弁明書の様式）

第十一条の四 特許法第十八条の二第二項又は第百三十三条の二第二項の弁明書は、様式第二、様式第四、様式第九、様式第十一、様式第十三、様式第十五の二、様式第十六、様式第十八、様式第二十、様式第二十二、様式第二十六から様式第二十八の二まで、様式第三十一の五、様式第三十一の九から様式第三十

四まで、様式第三十六、様式第三十八、様式第四十、様式第四十二、様式第四十四、様式第四十六、様式第四十八、様式第五十、様式第五十二から様式第五十五まで、様式第六十一の六、様式第六十四の三、様式第六十五の二、様式第六十五の四、様式第六十五の六、様式第六十五の九、様式第六十五の十一、様式第六十五の十三、様式第六十五の十五、様式第六十五の十七、様式第六十五の十九、様式第六十五の二十一、様式第六十五の二十三、様式第六十五の二十五又は様式第七十の二により作成した書面を特許庁に提出することによりした手続に係るものは様式第十五の四により、それ以外の手続に係るものは様式第十五の五により作成しなければならない。

(特許番号の表示等)

第十三条 (略)

2 (略)

3 特許庁に対し特許異議の申立て又は審判(次項に規定する審判を除く。)、再審若しくは判定の請求の後その申立て又は請求に関し書類その他の物件を提出する者は、これにその特許異議、審判、再審又は判定請求の番号を表示しなければならない。

4 (略)

第十三条の三 何人も、特許庁長官に対し、刊行物、特許出願又は実用新案登録出願の願書に添付した明細書、特許請求の範囲若しくは実用新案登録請求の範囲若しくは図面の写しその他の書類を提出することにより、特許が次の各号のいずれかに該当

四まで、様式第三十六、様式第三十八、様式第四十、様式第四十二、様式第四十四、様式第四十六、様式第四十八、様式第五十、様式第五十二から様式第五十五まで、様式第六十一の二、様式第六十四の三、様式第六十五の二、様式第六十五の四、様式第六十五の六、様式第六十五の九、様式第六十五の十一、様式第六十五の十三、様式第六十五の十五、様式第六十五の十七、様式第六十五の十九、様式第六十五の二十一、様式第六十五の二十三、様式第六十五の二十五又は様式第七十の二により作成した書面を特許庁に提出することによりした手続に係るものは様式第十五の四により、それ以外の手続に係るものは様式第十五の五により作成しなければならない。

(特許番号の表示等)

第十三条 (略)

2 (略)

3 特許庁に対し審判(次項に規定する審判を除く。)、再審又は判定の請求の後その請求に関し書類その他の物件を提出する者は、これにその審判の番号、再審の番号又は判定請求の番号を表示しなければならない。

4 (略)

第十三条の三 何人も、特許庁長官に対し、刊行物、特許出願又は実用新案登録出願の願書に添付した明細書、特許請求の範囲若しくは実用新案登録請求の範囲若しくは図面の写しその他の書類を提出することにより、特許が次の各号のいずれかに該当

する旨の情報を提供することができる。

一〇四 (略)

五 その特許の願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面の訂正が特許法第二百二十六条第一項ただし書若しくは第五項から第七項まで（同法第二百二十条の五第九項又は第三百二十四条の二第九項において準用する場合を含む。）、同法第二百二十条の五第二項ただし書又は第三百三十四條の二第一項ただし書の規定に違反してされたこと。

2・3 (略)

(書類その他の物件の提出書の様式)

第十四条 (略)

2 特許法第三百三十四條第四項（同法第七十一条第三項、第二百二十条の八第一項（同法第七十四條第一項において準用する場合を含む。）及び同法第七十四條第二項から第四項までにおいて準用する場合を含む。）の規定により審尋を受けた者が書類その他の物件を提出する場合は、拒絶査定不服審判についてするときは様式第二十二により、それ以外のときは様式第二十三によりしなければならない。

(送達)

第十六条 (略)

2 特許法第八十九条の送達する書類は、同法第十八条、第十八条の二第一項、第三百三十三條第三項（同法第七十一条第三項、第二百二十条の五第九項（同法第七十四條第一項において準用する場合を含む。）及び同法第二百二十条の八第一項（同法第

する旨の情報を提供することができる。

一〇四 (略)

五 その特許の願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面の訂正が特許法第二百二十六条第一項ただし書若しくは第五項から第七項まで（同法第三百三十四條の二第九項において準用する場合を含む。）又は第三百三十四條の二第一項ただし書の規定に違反してされたこと。

2・3 (略)

(書類その他の物件の提出書の様式)

第十四条 (略)

2 特許法第三百三十四條第四項（同法第七十一条第三項及び同法第七十四條第一項から第三項までにおいて準用する場合を含む。）の規定により審尋を受けた者が書類その他の物件を提出する場合は、拒絶査定不服審判についてするときは様式第二十二により、それ以外のときは様式第二十三によりなければならない。

(送達)

第十六条 (略)

2 特許法第八十九条の送達する書類は、同法第十八条、第十八条の二第一項、第三百三十三條第三項（同法第七十一条第三項、同法第三百三十四條の二第九項及び同法第七十四條第一項から第三項までにおいて準用する場合を含む。）、同法第三百三十

百七十四条第一項において準用する場合を含む。)、同法百三十四條の第二項及び百七十四條第二項から第四項までにおいて準用する場合を含む。)、同法百三十三條の第二項(同法第七十一條第三項、百二十條の八第一項(同法第七十四條第一項において準用する場合を含む。))及び同法第七十四條第二項から第四項までにおいて準用する場合を含む。)、及び同法百八十四條の五第三項の規定による却下の処分、同法百六十四條の二第一項の規定による審決の予告並びに同法百八十四條の二十第三項の規定による決定の謄本とする。

3・4 (略)

(書類の謄本の認証等)

第十八條 (略)

2・3 (略)

4 特許出願についてパリ条約の同盟国若しくは世界貿易機関の加盟国又は特許法第四十三條の第三項の特定国において優先権を主張するための書類について証明書の交付を請求する者は、その主張をする旨及び出願をしようとする国の国名を記載した書面を提出しなければならない。この場合において、特許庁長官は、特に必要があると認めるときは、当該優先権を主張するための書類の提出を求めることができる。

(微生物の試料の分譲)

第二十七條の三 前條の規定により寄託された微生物に係る発明を試験又は研究のために実施しようとする者は、次に掲げる場合は、その微生物の試料の分譲を受けることができる。

三條の二第一項(同法第七十一條第三項及び同法百七十四條第一項から第三項までにおいて準用する場合を含む。))及び同法百八十四條の五第三項の規定による却下の処分、同法百六十四條の二第一項の規定による審決の予告並びに同法百八十四條の二十第三項の規定による決定の謄本とする。

3・4 (略)

(書類の謄本の認証等)

第十八條 (略)

2・3 (略)

4 特許出願についてパリ条約の同盟国若しくは世界貿易機関の加盟国又は特許法第四十三條の第二項の特定国において優先権を主張するための書類について証明書の交付を請求する者は、その主張をする旨及び出願をしようとする国の国名を記載した書面を提出しなければならない。この場合において、特許庁長官は、特に必要があると認めるときは、当該優先権を主張するための書類の提出を求めることができる。

(微生物の試料の分譲)

第二十七條の三 前條の規定により寄託された微生物に係る発明を試験又は研究のために実施しようとする者は、次に掲げる場合は、その微生物の試料の分譲を受けることができる。

一・二 (略)

三 特許法第五十条(同法第五十九条第二項(同法第七十条第二項)において準用する場合を含む。)及び同法第六十三条第二項において準用する場合を含む。)の意見書を作成するために必要なとき。

2 (略)

(パリ条約による優先権等の主張の証明書の提出)

第二十七条の三の三 特許法第四十三条第二項(同法第四十三条の第二項(同法第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。))及び第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。)の規定により提出すべき証明書の提出は、様式第三十六によりしなければならない。

2 特許法第四十三条第五項(同法第四十三条の第二項(同法第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。))及び第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。)の経済産業省令で定める場合は、次のとおりとする。

一 特許出願人が、アメリカ合衆国(特許庁長官が、特許法第四十三条第五項に規定する電磁的方法(以下この項及び次項において「電磁的方法」という。))により、同条第二項(同法第四十三条の第二項)において準用する場合を含む。)に規定する書類に記載されている事項の提供を受けようとする際に、当該事項の提供を受けることができる旨の確認ができた場合に限る。)、大韓民国又は欧州特許付与に関する条約の締約国(欧州特許付与に関する条約第四条に規定する欧州特許庁(以下「欧州特許庁」という。))に対し出願に係る書

一・二 (略)

三 特許法第五十条(同法第五十九条第二項(同法第七十条第一項)において準用する場合を含む。))及び同法第六十三条第二項において準用する場合を含む。)の意見書を作成するために必要なとき。

2 (略)

(パリ条約による優先権等の主張の証明書の提出)

第二十七条の三の三 特許法第四十三条第二項(同法第四十三条の第二項)において準用する場合を含む。)の規定により提出すべき証明書の提出は、様式第三十六によりしなければならない。

2 特許法第四十三条第五項(同法第四十三条の第二項)において準用する場合を含む。)の経済産業省令で定める場合は、次のとおりとする。

一 特許出願人が、アメリカ合衆国(特許庁長官が、特許法第四十三条第五項に規定する電磁的方法(以下この項及び次項において「電磁的方法」という。))により、同条第二項に規定する書類に記載されている事項の提供を受けようとする際に、当該事項の提供を受けることができる旨の確認ができた場合に限る。)、大韓民国又は欧州特許付与に関する条約の締約国(欧州特許付与に関する条約第四条に規定する欧州特許庁(以下「欧州特許庁」という。))に対し出願に係る書類を提出した場合に限る。以下この項において同じ。)にした

類を提出した場合に限る。以下この項において同じ。）にした出願に基づき特許法第四十三條第一項又は第四十三條の二第一項の規定による優先権の主張を伴う特許出願をした場合

二 特許法第四十三條第一項又は第四十三條の二第一項の規定による優先権の主張の基礎とされた出願と同一の出願に基づきパリ条約第四條D(1)の規定による優先権を主張してアメリカ合衆国に出願をした場合において、当該パリ条約第四條D(1)の規定による優先権の主張を伴う出願の出願人が、同法第四十三條第二項（同法第四十三條の二第二項において準用する場合を含む。）に規定する書類と同一の書類をアメリカ合衆国に提出した場合（特許庁長官が電磁的方法により同項に規定する書類に記載されている事項の提供を受けようとする際に、当該事項の提供を受けようとする旨の確認ができた場合に限る。）又はアメリカ合衆国に次に掲げる国若しくは国際機関から同項に規定する書類に記載されている事項と同一の事項の提供を受けようとする旨の求め、かつ、アメリカ合衆国がその求めに応じて当該事項の提供を受けた場合（特許庁長官が電磁的方法により同項に規定する書類に記載されている事項の提供を受けようとする際に、当該事項の提供を受けようとする旨の確認ができた場合に限る。）

イハ（略）

二 イからハまでに掲げるもののほか、特許法第四十三條第二項（同法第四十三條の二第二項において準用する場合を含む。）に規定する書類に記載されている事項と同一の事項を電磁的方法によりアメリカ合衆国に提供することができる国又は国際機関

出願に基づき特許法第四十三條第一項の規定による優先権の主張を伴う特許出願をした場合

二 特許法第四十三條第一項の規定による優先権の主張の基礎とされた出願と同一の出願に基づきパリ条約第四條D(1)の規定による優先権を主張してアメリカ合衆国に出願をした場合において、当該パリ条約第四條D(1)の規定による優先権の主張を伴う出願の出願人が、同法第四十三條第二項に規定する書類と同一の書類をアメリカ合衆国に提出した場合（特許庁長官が電磁的方法により同項に規定する書類に記載されている事項の提供を受けようとする際に、当該事項の提供を受けようとする旨の確認ができた場合に限る。）又はアメリカ合衆国に次に掲げる国若しくは国際機関から同項に規定する書類に記載されている事項と同一の事項の提供を受けようとする旨の求め、かつ、アメリカ合衆国がその求めに応じて当該事項の提供を受けた場合（特許庁長官が電磁的方法により同項に規定する書類に記載されている事項の提供を受けようとする際に、当該事項の提供を受けようとする旨の確認ができた場合に限る。）

イハ（略）

二 イからハまでに掲げるもののほか、特許法第四十三條第二項に規定する書類に記載されている事項と同一の事項を電磁的方法によりアメリカ合衆国に提供することができる国又は国際機関

三 特許法第四十三条第一項又は第四十三条の二第一項の規定による優先権の主張の基礎とされた出願と同一の出願に基づきパリ条約第四条D(1)の規定による優先権を主張して欧州特許付与に関する条約の締約国に出願をした場合において、当該パリ条約第四条D(1)の規定による優先権の主張を伴う出願の出願人が、同法第四十三条第二項（同法第四十三条の二第二項において準用する場合を含む。）に規定する書類と同一の書類を欧州特許庁に提出した場合又は欧州特許庁に次に掲げる国若しくは国際機関から同項に規定する書類に記載されている事項と同一の事項の提供を受けるよう求め、かつ、欧州特許庁がその求めに応じて当該事項の提供を受けた場合

イ〜ハ（略）

ニ イからハまでに掲げるもののほか、特許法第四十三条第二項（同法第四十三条の二第二項において準用する場合を含む。）に規定する書類に記載されている事項と同一の事項を電磁的方法により欧州特許庁に提供することができる国又は国際機関

四 特許法第四十三条第一項、第四十三条の二第一項又は第四十三条の三第一項若しくは第二項の規定による優先権の主張の基礎とされた出願の出願人が、当該出願をした国に対し、同法第四十三条第二項（同法第四十三条の二第二項（同法第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。）及び第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。）に規定する書類に記載されている事項を電磁的方法により特許庁長官に提供するための申出をした場合（特許庁長官が電磁的方法により同項に規定する書類に記載されている事項の提供を

三 特許法第四十三条第一項の規定による優先権の主張の基礎とされた出願と同一の出願に基づきパリ条約第四条D(1)の規定による優先権を主張して欧州特許付与に関する条約の締約国に出願をした場合において、当該パリ条約第四条D(1)の規定による優先権の主張を伴う出願の出願人が、同法第四十三条第二項に規定する書類と同一の書類を欧州特許庁に提出した場合又は欧州特許庁に次に掲げる国若しくは国際機関から同項に規定する書類に記載されている事項と同一の事項の提供を受けるよう求め、かつ、欧州特許庁がその求めに応じて当該事項の提供を受けた場合

イ〜ハ（略）

ニ イからハまでに掲げるもののほか、特許法第四十三条第二項に規定する書類に記載されている事項と同一の事項を電磁的方法により欧州特許庁に提供することができる国又は国際機関

四 特許法第四十三条第一項の規定による優先権の主張の基礎とされた出願の出願人が、当該出願をした国に対し、同法第二項に規定する書類に記載されている事項を電磁的方法により特許庁長官に提供するための申出をした場合（特許庁長官が電磁的方法により同項に規定する書類に記載されている事項の提供を受けようとする際に、当該事項の提供を受けることができる旨の確認ができた場合に限る。）

受けようとする際に、当該事項の提供を受けることができる旨の確認ができた場合に限る。)

五 特許法第四十三条第一項又は第四十三条の二第一項の規定による優先権の主張の基礎とされた出願と同一の出願に基づきパリ条約第四条D(1)の規定による優先権の主張を伴う出願をパリ条約の同盟国にした場合において、当該パリ条約第四条D(1)の規定による優先権の主張を伴う出願の出願人が、当該優先権の主張を伴う出願をした国に対し、同法第四十三条第二項(同法第四十三条の二第二項において準用する場合を含む。)に規定する書類に記載されている事項を電磁的方法により世界的所有権機関を通じて特許庁長官に提供するための申出をした場合(特許庁長官が電磁的方法により同項に規定する書類に記載されている事項の提供を受けようとする際に、当該事項の提供を受けることができる旨の確認ができた場合に限る。)

3 特許法第四十三条第五項(同法第四十三条の二第二項(同法第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。))及び第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。)の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 特許法第四十三条第一項、第四十三条の二第一項又は第四十三条の三第一項若しくは第二項の規定による優先権の主張の基礎とした出願の番号
- 二 前項第二号又は第三号に規定する場合には、前号に規定する事項のほか、特許法第四十三条第二項(同法第四十三条の二第二項において準用する場合を含む。)に規定する書類に記載されている事項を電磁的方法により特許庁長官に提供す

五 特許法第四十三条第一項の規定による優先権の主張の基礎とされた出願と同一の出願に基づきパリ条約第四条D(1)の規定による優先権の主張を伴う出願をパリ条約の同盟国にした場合において、当該パリ条約第四条D(1)の規定による優先権の主張を伴う出願の出願人が、当該優先権の主張を伴う出願をした国に対し、同法第四十三条第二項に規定する書類に記載されている事項を電磁的方法により世界的所有権機関を通じて特許庁長官に提供するための申出をした場合(特許庁長官が電磁的方法により同項に規定する書類に記載されている事項の提供を受けようとする際に、当該事項の提供を受けることができる旨の確認ができた場合に限る。)

3 特許法第四十三条第五項(同法第四十三条の二第三項において準用する場合を含む。)の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 特許法第四十三条第一項の規定による優先権の主張の基礎とした出願の番号
- 二 前項第二号又は第三号に規定する場合には、前号に規定する事項のほか、特許法第四十三条第二項に規定する書類に記載されている事項を電磁的方法により特許庁長官に提供する場合の国名又は国際機関の名称及びその国又は国際機関におい

る国の国名又は国際機関の名称及びその国又は国際機関においてした出願の番号

三 前項第四号又は第五号に規定する場合には、第一号に規定する事項のほか、特許法第四十三条第一項、第四十三条の第二項又は第四十三条の三第一項若しくは第二項の規定による優先権の主張の基礎とした出願の区分、同法第四十三条第二項（同法第四十三条の第二第二項（同法第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。）及び第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。）に規定する書類に記載されている事項を電磁的方法により特許庁長官に提供するためのアクセスコード及び同項に規定する書類に記載されている事項を電磁的方法により特許庁長官に提供する国又は国際機関の名称

4 特許法第四十三条第五項（同法第四十三条の第二第二項（同法第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。）及び第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けようとする者は、二以上の国において効力を有する特許（以下「広域特許」という。）の出願に基づき同条第一項、同法第四十三条の二第一項又は第四十三条の三第一項若しくは第二項の優先権の主張をしようとするときは、同法第四十三条第一項（同法第四十三条の二第二項（同法第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。）及び第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。）に規定する書面に広域特許を付与する権限を有する機関の名称を記載しなければならない。

てした出願の番号

三 前項第四号又は第五号に規定する場合には、第一号に規定する事項のほか、特許法第四十三条第一項の規定による優先権の主張の基礎とした出願の区分、同条第二項に規定する書類に記載されている事項を電磁的方法により特許庁長官に提供するためのアクセスコード及び同項に規定する書類に記載されている事項を電磁的方法により特許庁長官に提供する国又は国際機関の名称

4 特許法第四十三条第五項（同法第四十三条の二第三項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けようとする者は、二以上の国において効力を有する特許（以下「広域特許」という。）の出願に基づき同条第一項の優先権の主張をしようとするときは、同条第一項に規定する書面に広域特許を付与する権限を有する機関の名称を記載しなければならない。

(発明の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けようとする場合の手続等)

第二十七条の四 特許出願について特許法第三十条第二項の規定の適用を受けようとする者は、当該特許出願の願書にその旨及び必要な事項を記載して同法第三十条第三項に規定する同条第二項の規定の適用を受けたい旨を記載した書面の提出を省略することができる。

2| 優先権主張書面は、様式第三十六の二により作成しなければならない。

3| 特許出願について特許法第四十一条第一項、第四十三条第一項、第四十三条の二第二項(同法第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。)、又は第四十三条の三第一項若しくは第二項の規定により優先権を主張しようとする者は、当該特許出願の願書にその旨及び必要な事項を記載して優先権主張書面の提出を省略することができる。

4| 特許法第四十三条第三項(同法第四十三条の二第二項(同法第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。))及び第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。)の規定により同法第四十三条第一項、同法第四十三条の二第二項(同法第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。))又は第四十三条の三第一項若しくは第二項の規定による優先権の主張の基礎とした出願の番号を記載した書面(以下「出願番号記載

(発明の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けようとする場合の手続等)

第二十七条の四 特許出願について特許法第三十条第二項の規定の適用を受けようとする者又は同法第四十一条第四項若しくは同法第四十三条第一項(同法第四十三条の二第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。))の規定により優先権を主張しようとする者は、当該特許出願の願書にその旨及び必要な事項を記載して同法第三十条第三項に規定する同条第二項の規定の適用を受けたい旨を記載した書面又は同法第四十一条第四項若しくは同法第四十三条第一項に規定する書面の提出を省略することができる。

(新設)

(新設)

2| 特許法第四十三条第三項(同法第四十三条の二第三項において準用する場合を含む。))の規定により同条第一項の規定による優先権の主張の基礎とした出願の番号を記載した書面(以下「出願番号記載書面」という。))を同法第四十三条第二項(同法第四十三条の二第三項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。))に規定する書類と共に提出しようとする者は、前条第一項の提出に係る書面に当該優先権の主張の基礎

書面」という。)を同法第四十三條第二項(同法第四十三條の二第二項(同法第四十三條の三第三項において準用する場合を含む。))及び第四十三條の三第三項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)に規定する書類と共に提出しようとする者は、前条第一項の提出に係る書面に当該優先権の主張の基礎とした出願の番号及び必要な事項を記載して当該出願番号記載書面の提出を省略することができる。特許出願又は優先権主張書面の提出の際に、出願番号記載書面を同法第四十三條第二項に規定する書類と共に提出しようとする者が、願書又は優先権主張書面に当該優先権の主張の基礎とした出願の番号及び必要な事項を記載したときも、同様とする。

5 | 特許法第四十三條第五項(同法第四十三條の二第二項(同法第四十三條の三第三項において準用する場合を含む。))及び第四十三條の三第三項において準用する場合を含む。)の規定により第二十七條の三の三第三項各号に掲げる事項を記載した書面を提出しようとする者は、その特許出願の願書に当該事項を記載して当該書面の提出を省略することができる。その者が、優先権主張書面に当該事項を記載したときも同様とする。

第二十七條の四の二 特許法第四十一條第一項第一号の經濟産業省令で定める期間は、先の出願の日から一年二月とする。

2 | 特許法第四十三條の二第一項(同法第四十三條の三第三項において準用する場合を含む。))の經濟産業省令で定める期間は、パリ条約第四條C(1)に規定する優先期間の経過後二月とする。

3 | 特許法第四十一條第四項及び第四十三條第一項(同法第四十

とした出願の番号及び必要な事項を記載して当該出願番号記載書面の提出を省略することができる。特許出願の際に、出願番号記載書面を同法第四十三條第二項に規定する書類と共に提出しようとする者が、願書に当該優先権の主張の基礎とした出願の番号及び必要な事項を記載したときも、同様とする。

3 | 特許法第四十三條第五項(同法第四十三條の二第三項において準用する場合を含む。))の規定により第二十七條の三の三第三項各号に掲げる事項を記載した書面を提出しようとする者は、その特許出願の願書に当該事項を記載して当該書面の提出を省略することができる。

(新設)

三条の二第二項（同法第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。）及び第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。）の経済産業省令で定める期間は、次に掲げる場合に応じ、当該各号に定める期間とする。

一 特許出願（特許法第四十四条第一項、第四十六条第一項若しくは第二項又は第四十六条の二第二項の規定による特許出願を除く。）について、同法第四十一条第一項、第四十三条第一項又は第四十三条の三第一項若しくは第二項の規定による優先権の主張をする場合（第三号に規定する場合を除く。）

〔優先日（優先権主張書面を提出することにより優先日について変更が生じる場合には、変更前の優先日又は変更後の優先日のいずれか早い日。次号において同じ。）から一年四月の期間が満了する日又はこれらの規定による優先権の主張を伴う特許出願の日から四月の期間が満了する日のいずれか遅い日までの間（出願審査の請求又は出願公開の請求があった後の期間を除く。）〕

二 特許法第四十四条第一項、第四十六条第一項若しくは第二項又は第四十六条の二第一項の規定による特許出願について、同法第四十一条第一項又は第四十三条第一項若しくは第四十三条の三第一項若しくは第二項の規定による優先権の主張をする場合（第三号に規定する場合を除く。） 優先日から一年四月、同法第四十四条第一項の規定による新たな特許出願に係るもとの特許出願の日、同法第四十六条第一項若しくは第二項の規定による出願の変更に係るもとの出願の日若しくは同法第四十六条の二第一項の規定による特許出願の基礎とした実用新案登録に係る実用新案登録出願の日から四月又

- は同法第四十四条第一項、第四十六条第一項若しくは第二項又は第四十六条の二第一項の規定による特許出願をした日から一月の期間が満了する日のいずれか遅い日までの間（出願審査の請求又は出願公開の請求があつた後の期間を除く。）
- 三 特許法第四十一条第一項の規定による優先権の主張（同項第一号に規定する正当な理由があるときにするものに限る。）
（を）する場合 当該優先権の主張の基礎とした先の出願の日から一年二月
- 四 特許法第四十三条の二第一項（同法第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。）の規定による優先権の主張をする場合 当該優先権の主張の基礎とした出願の日から一年二月
- 4 特許出願（国際特許出願又は特許法第八十四条の二十四第四項の規定により特許出願とみなされた国際出願を除く。）について特許法第四十一条第一項の規定による優先権の主張（同項第一号に規定する正当な理由があるときにするものに限る。）をした者は、前項第三号に規定する期間内に、様式第三十六の三により作成した回復理由書を提出しなければならない。
- 5 前項の回復理由書を提出する場合には、特許法第四十一条第一項第一号に規定する正当な理由があることを証明する書面を添付しなければならない。ただし、特許庁長官が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。
- 6 第四項の回復理由書の提出は、二以上の事件に係る回復理由書について、当該書面の内容（当該回復理由書に係る事件の表示を除く。）が同一の場合に限り、一の書面で行うことができる。

7 第四項から前項までの規定は、特許出願（国際特許出願又は特許法第八十四条の二十四第四項の規定により特許出願とみなされた国際出願を除く。）について特許法第四十三条の二第二項（同法第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。）の規定による優先権の主張をした場合に準用する。この場合において、第四項中「第三号」とあるのは「第四号」と、第五項中「第四十一条第一項第一号」とあるのは「第四十三条の二第一項」と読み替えるものとする。

（特許出願等に基づく優先権主張の取下げ）

第二十八条の四（略）

2 特許法第四十二条第一項から第三項までの経済産業省令で定める期間は、一年四月とする。

（出願審査請求書の様式）

第三十一条の二（略）

2～5（略）

6 特許法第四十八条の三第五項（同条第七項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により出願審査の請求をする場合には、同項に規定する期間内に様式第三十一の九により作成した回復理由書を提出しなければならない。

7 前項の回復理由書を提出する場合には、特許法第四十八条の三第五項に規定する正当な理由があることを証明する書面を添付しなければならない。ただし、特許庁長官が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

8 第六項の回復理由書の提出は、二以上の事件に係る回復理由

（特許出願等に基づく優先権主張の取下げ）

第二十八条の四（略）

（新設）

（出願審査請求書の様式）

第三十一条の二（略）

2～5（略）

（新設）

（新設）

（新設）

書について、当該書面の内容（当該回復理由書に係る事件の表示を除く。）が同一の場合に限り、一の書面であることができる。

（発明の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けたい旨を記載した書面等の提出の期間）

第三十八条の六の三 特許法第八十四条の十四の経済産業省令で定める期間は、三十日とする。ただし、国際特許出願について同法第三十条第二項の規定の適用を受けようとする者がその責めに帰することができない理由により当該期間内に同条第三項に規定する証明書を提出することができないときは、その理由がなくなつた日から十四日（在外者にあつては、二月）を経過する日までの期間（当該期間が七月を超えるときは、七月）とする。

（特許出願等に基づく優先権主張の取下げ）

第三十八条の六の五 特許法第八十四条の十五第四項において読み替えて適用する同法第四十二条第一項の経済産業省令で定める期間は、一年四月とする。

（国際特許出願等についての優先権書類の提出等）

第三十八条の十四 特許協力条約第八条(1)の規定による優先権の主張を伴う国際特許出願又は特許法第八十四条の二十第一項の申出をする者は、規則^{17.1}に規定する優先権書類（以下この項において「優先権書類」という。）を、国内書面提出期間が

（発明の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けたい旨を記載した書面等の提出の期間）

第三十八条の六の三 特許法第八十四条の十四の経済産業省令で定める期間は、三十日とする。

（新設）

（国際特許出願等についての優先権書類の提出）

第三十八条の十四 特許協力条約第八条(1)の規定による優先権の主張を伴う国際特許出願又は特許法第八十四条の二十第一項の申出をする者は、規則^{17.1}に規定する優先権書類を、国内書面提出期間が満了する時の属する日後（同条第四項の規定によ

満了する時の属する日後（同条第四項の規定により特許出願とみなされた国際出願については、同項に規定する決定の後）二月以内に特許庁長官に提出することができる。ただし、その国際特許出願の出願人又はその申出をする者がその責めに帰することができない理由により当該期間内に優先権書類を提出することができないときは、その理由がなくなつた日から十四日（在外者にあつては、二月）以内でその期間の経過後六月以内に当該優先権書類を特許庁長官に提出することができる。

2

（略）

3

国際特許出願又は特許法第八十四条の二十第四項の規定により特許出願とみなされた国際出願について同法第四十一条第一項の規定による優先権の主張（同項第一号に規定する正当な

理由があるときにするものに限る。）をした者（規則の(a)の規定に基づく優先権の回復を請求する者に限る。）は、国内書面提出期間（特許法第八十四条の四第一項ただし書の外国語特許出願にあつては、翻訳文提出特例期間）が満了する時の属する日後一月以内に様式第三十六の三により作成した回復理由書を提出しなければならない。

49の3. 2

4 前項の回復理由書を提出する場合には、特許法第四十一条第一項第一号に規定する正当な理由があることを証明する書面を添付しなければならない。ただし、特許庁長官が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

5 第三項の回復理由書の提出は、二以上の事件に係る回復理由書について、当該書面の内容（当該回復理由書に係る事件の表

り特許出願とみなされた国際出願については、同項に規定する決定の後）二月以内に特許庁長官に提出することができる。

2

（略）

（新設）

（新設）

（新設）

示を除く。)が同一の場合に限り、一の書面ですることができ
る。

6 第三項から前項までの規定は、国際特許出願又は特許法第百

八十四条の二十四項の規定により特許出願とみなされた国際
出願について同法第四十三条の二第一項(同法第四十三条の三
第三項において準用する場合を含む。)の規定による優先権の

主張をした者(規則の⁴⁹3.2(a)の規定に基づく優先権の回復を請求す
る者に限る。)について準用する。

(受理官庁による優先権の回復の効果等)

第三十八条の十四の二 特許庁長官は、規則の(c)及び(d)の規定に

⁴⁹3.1

より規則の²⁶2.3の規定に基づく受理官庁による優先権の回復の決定
がその効力を有しないものとするときは、当該優先権の主張を
伴う国際特許出願の出願人に対しその旨及びその理由を通知し
なければならない。

2 国際特許出願の出願人は、特許庁長官が前項の規定による通
知に際して指定した期間内に限り、意見書を提出することがで
きる。

3 前項の意見書は、様式第五十二の二により作成しなければな

(新設)

(新設)

らない。

4| 国際特許出願については、規則の3. 1
49の(f)の規定は、適用しない。

第八章 特許異議の申立て

(特許異議申立書の様式)

第四十五条の二 特許法第一百五十一条の特許異議申立書は、
様式第六十一の二により作成しなければならない。

(意見書等の様式)

第四十五条の三 特許法第二百十条の五第一項又は第六項の意見
書は、様式第六十一の三により作成しなければならない。

2| 特許法第二百十条の五第二項の訂正の請求書は、様式第六十
一の四により作成しなければならない。

3| 特許法第二百十条の五第五項の意見書は、様式第六十一の五
により作成しなければならない。

(一群の請求項)

第四十五条の四 特許法第二百十条の五第四項の経済産業省令で
定める関係は、次の各号に掲げるものとする。

一 一の請求項の記載を引用する他の請求項の記載を、さらに
これらの請求項以外の請求項が引用する、又は引用すること
を繰り返す関係を

二 一の請求項の記載を複数の請求項が引用する関係を

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

三 複数の請求項（訂正審判又は特許法第二百二十条の五第二項若しくは同法第三百三十四条の二第一項の訂正の請求がされるものに限る。）の記載をその他の請求項が引用する関係

四 一の請求項の記載を他の請求項が引用する関係又は前三号の関係のうちいずれか一又は複数の関係が、当該関係に含まれる請求項を介して他の一又は複数の関係と一体として特許請求の範囲の全部又は一部を形成するように連関している関係

（審査の規定の準用）

第四十五条の五 第二十四条、第二十四条の四及び第二十五条の規定は、特許法第二百二十条の五第二項の訂正の請求に準用する。

（新設）

（審判の規定の準用）

第四十五条の六 第四十六条第二項、第四十六条の二、第四十七条第三項、第四十八条、第四十八条の二、第四十九条から第五十条の二の二まで、第五十条の四、第五十条の五、第五十条の六、第五十条の七、第五十条の八、第五十条の十から第五十条の十三まで及び第五十七条から第六十五条までの規定は、特許異議の申立ての審理及び決定に準用する。この場合において、第五十条第五項、第五十八条の二第一項及び第三項、第五十八条の十七第二項、第六十条第五項及び第六項並びに第六十一条の十一第三項中「それ以外の」とあるのは「特許異議の申立てについて提出する」と、第五十条の二、第五十七条の三第二項、第五十八条第二項及び第六十二条第二項中「それ以外の」と

（新設）

あるのは「特許異議の申立てについてする」と読み替えるものとする。

第九章 審判及び再審

(審判の請求書の様式)

第四十六条 拒絶査定不服審判の請求書は様式第六十一の六により、それ以外の審判の請求書は様式第六十二により作成しなければならぬ。

2 (略)

(削る)

第八章 審判及び再審

(審判の請求書の様式)

第四十六条 拒絶査定不服審判の請求書は様式第六十一の二により、それ以外の審判の請求書は様式第六十二により作成しなければならぬ。

2 (略)

(一群の請求項)

第四十六条の二 特許法第二百二十六条第三項の経済産業省令で定める関係は、次の各号に掲げるものとする。

一 一の請求項の記載を引用する他の請求項の記載を、さらにこれらの請求項以外の請求項が引用する、又は引用することを繰り返す関係

二 一の請求項の記載を複数の請求項が引用する関係

三 複数の請求項（訂正審判又は第三百三十四条の二第一項の訂正の請求がされるものに限る。）の記載をその他の請求項が引用する関係

四 一の請求項の記載を他の請求項が引用する関係又は前三号の関係のうちいずれか一又は複数の関係が、当該関係に含まれる請求項を介して他の一又は複数の関係と一体として特許請求の範囲の全部又は一部を形成するように連関している関係

(請求の趣旨及びその理由の記載)

第四十六条の二 特許法第三百三十一条第三項(同法第二百二十条の五第九項(同法第七十四条第一項において準用する場合を含む。))又は同法第三百三十四条の二第九項において準用する場合を含む。))の経済産業省令で定めるところによる請求の趣旨の記載は、同法第二百二十六条第三項(同法第二百二十条の五第九項(同法第七十四条第一項において準用する場合を含む。))において準用する場合は、同法第二百二十条の五第九項(同法第七十四条第一項において準用する場合を含む。))又は同法第三百三十四条の二第九項において準用する場合は、同法第二百二十六条第四項(同法第二百二十条の五第九項(同法第七十四条第一項において準用する場合を含む。))の規定に適合するように記載したものでなければならぬ。

2 (略)

(営業秘密に関する申出)

第五十条の十四 特許無効審判又は延長登録無効審判に係る書類において営業秘密が記載された旨を特許庁長官又は審判長に申し出る場合は、様式第六十五の八によりしななければならない。

(再審への準用)

第五十条の十六 この章及び第四十五条の三から第四十五条の五までの規定は再審に準用する。この場合において、第四十六条第一項中「拒絶査定不服審判」とあるのは「拒絶査定不服審判

(請求の趣旨及びその理由の記載)

第四十六条の三 特許法第三百三十一条第三項(同法第三百三十四条の二第九項において準用する場合を含む。))の経済産業省令で定めるところによる請求の趣旨の記載は、同法第二百二十六条第三項(同法第三百三十四条の二第九項において準用する場合は、同法第二項及び第三項)及び第四項(同法第三百三十四条の二第九項において準用する場合を含む。))の規定に適合するように記載したものでなければならない。

2 (略)

(営業秘密に関する申出)

第五十条の十四 特許無効審判又は延長登録無効審判に係る書類において営業秘密が記載された旨を特許庁長官に申し出る場合は、様式第六十五の八によりしななければならない。

(再審への準用)

第五十条の十六 この章の規定は再審に準用する。

の確定審決に対する再審」と、「それ以外の審判」とあるのは「それ以外の審判の確定審決に対する再審又は確定した特許法第百十四条第二項の取消決定に対する再審」と読み替えるものとする。

第十章 特許証、特許表示及び特許料

第十一章 特許料等の減免又は猶予等

(資力を考慮して定める要件)

第七十条 特許法施行令第九條第一号口及びハ並びに特許法等関係手数料令第一条の二第一号口及びハの規定による所得の算定は、所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第二十三条から第三十五条まで及び第六十九条の規定に準じて計算した各種所得の金額を合計することにより行うものとする。

2 特許法施行令第九條第一号口及び特許法等関係手数料令第一条の二第一号口の経済産業省令で定める額は、百五十万円とする。

3 特許法施行令第九條第一号ハ及び特許法等関係手数料令第一条の二第一号ハの経済産業省令で定める額は、二百五十万円とする。

4 特許法施行令第九條第一号ニ及び特許法等関係手数料令第一条の二第一号ニの規定による所得の算定は、所得税法第二十六条及び第二十七条の規定に準じて計算した不動産所得及び事業所得の金額を合計することにより行うものとする。

5 特許法施行令第九條第一号ニ及び特許法等関係手数料令第一

第九章 特許証、特許表示及び特許料

第十章 特許料等の減免又は猶予

(資力を考慮して定める要件)

第七十条 特許法施行令第十四條第一号口及びハ並びに特許法等関係手数料令第一条の二第一号口及びハの規定による所得の算定は、所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第二十三条から第三十五条まで及び第六十九条の規定に準じて計算した各種所得の金額を合計することにより行うものとする。

2 特許法施行令第十四條第一号口及び特許法等関係手数料令第一条の二第一号口の経済産業省令で定める額は、百五十万円とする。

3 特許法施行令第十四條第一号ハ及び特許法等関係手数料令第一条の二第一号ハの経済産業省令で定める額は、二百五十万円とする。

4 特許法施行令第十四條第一号ニ及び特許法等関係手数料令第一条の二第一号ニの規定による所得の算定は、所得税法第二十六条及び第二十七条の規定に準じて計算した不動産所得及び事業所得の金額を合計することにより行うものとする。

5 特許法施行令第十四條第一号ニ及び特許法等関係手数料令第

条の二第一号ニの経済産業省令で定める額は、二百九十万円とする。

- 第七十一条 特許法施行令第九條第二号イ及び特許法等関係手数料令第一條の二第二号イの経済産業省令で定める額は、前事業年度末の貸借対照表（設立の日の属する事業年度の確定申告書（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二條第三十一号に規定する確定申告書をいう。）を提出すべき期限が到来していない法人にあつては、成立時の貸借対照表）に計上されている総資産の帳簿価額から当該貸借対照表に計上されている総負債の帳簿価額を控除した金額（当該貸借対照表に、当該事業年度に係る利益の額が計上されているときは、その額を控除した金額とし、当該事業年度に係る欠損金の額が計上されているときは、その額を加算した金額とする。）の百分の六十に相当する金額とする。
- 2 特許法施行令第九條第二号ロ及び特許法等関係手数料令第一條の二第二号ロの規定による所得の算定は、営業収益の合計額から営業費用の合計額を控除することにより行うものとする。
- 3 特許法施行令第九條第二号ハ及び特許法等関係手数料令第一條の二第二号ハの経済産業省令で定める関係は、特許法施行令第九條第二号イ及びロに該当する法人に対し単独で持つ場合にあつては第一号に掲げるものとし、共同で持つ場合にあつては第二号に掲げるものとする。

一・二（略）

一条の二第一号ニの経済産業省令で定める額は、二百九十万円とする。

- 第七十一条 特許法施行令第十四條第二号イ及び特許法等関係手数料令第一條の二第二号イの経済産業省令で定める額は、前事業年度末の貸借対照表（設立の日の属する事業年度の確定申告書（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二條第三十一号に規定する確定申告書をいう。）を提出すべき期限が到来していない法人にあつては、成立時の貸借対照表）に計上されている総資産の帳簿価額から当該貸借対照表に計上されている総負債の帳簿価額を控除した金額（当該貸借対照表に、当該事業年度に係る利益の額が計上されているときは、その額を控除した金額とし、当該事業年度に係る欠損金の額が計上されているときは、その額を加算した金額とする。）の百分の六十に相当する金額とする。
- 2 特許法施行令第十四條第二号ロ及び特許法等関係手数料令第一條の二第二号ロの規定による所得の算定は、営業収益の合計額から営業費用の合計額を控除することにより行うものとする。
- 3 特許法施行令第十四條第二号ハ及び特許法等関係手数料令第一條の二第二号ハの経済産業省令で定める関係は、特許法施行令第十四條第二号イ及びロに該当する法人に対し単独で持つ場合にあつては第一号に掲げるものとし、共同で持つ場合にあつては第二号に掲げるものとする。

一・二（略）

(特許料減免申請書等の様式)

第七十二条 特許法施行令第十条に規定する申請書は、様式第七十一により作成しなければならない。ただし、特許法第七十条第一項に規定する第四年分から第十年分までの特許料を別に納付する場合は、その都度、様式第七十一により作成しなければならない。

2 (略)

(添付書面)

第七十四条 特許法施行令第十条及び特許法等関係手数料令第一条の三の経済産業省令で定める書面は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

一 特許法施行令第九条第一号イ又は特許法等関係手数料令第一条の二第一号イに掲げる要件に該当する場合 当該要件に該当することを証する書面

二 特許法施行令第九条第一号ロ又は特許法等関係手数料令第一条の二第一号ロに掲げる要件に該当する場合 市町村民税(特別区民税を含む。)に係る納税証明書その他当該要件に該当することを証する書面(所得税法第二条第一項第五号に規定する非居住者(以下この条において「非居住者」という。))にあつては、所得税法第九十五条第一項に規定する外国所得税に相当する税に係る申告書の写し(以下この条において「外国所得税に相当する税に係る申告書の写し」という。)

三 特許法施行令第九条第一号ハ又は特許法等関係手数料令第一条の二第一号ハに掲げる要件に該当する場合 所得税に係

(特許料減免申請書等の様式)

第七十二条 特許法施行令第十五条に規定する申請書は、様式第七十一により作成しなければならない。ただし、特許法第七十条第一項に規定する第四年分から第十年分までの特許料を別に納付する場合は、その都度、様式第七十一により作成しなければならない。

2 (略)

(添付書面)

第七十四条 特許法施行令第十五条及び特許法等関係手数料令第一条の三の経済産業省令で定める書面は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

一 特許法施行令第十四条第一号イ又は特許法等関係手数料令第一条の二第一号イに掲げる要件に該当する場合 当該要件に該当することを証する書面

二 特許法施行令第十四条第一号ロ又は特許法等関係手数料令第一条の二第一号ロに掲げる要件に該当する場合 市町村民税(特別区民税を含む。)に係る納税証明書その他当該要件に該当することを証する書面(所得税法第二条第一項第五号に規定する非居住者(以下この条において「非居住者」という。))にあつては、所得税法第九十五条第一項に規定する外国所得税に相当する税に係る申告書の写し(以下この条において「外国所得税に相当する税に係る申告書の写し」という。)

三 特許法施行令第十四条第一号ハ又は特許法等関係手数料令第一条の二第一号ハに掲げる要件に該当する場合 所得税に係

る納税証明書その他当該要件に該当することを証する書面（非居住者にあつては、外国所得税に相当する税に係る申告書の写し）

四 特許法施行令第九条第一号ニ又は特許法等関係手数料令第一条の二第一号ニに掲げる要件に該当する場合 事業税に係る納税証明書その他当該要件に該当することを証する書面（非居住者にあつては、外国所得税に相当する税に係る申告書の写し）

五 特許法施行令第九条第一号ホ又は特許法等関係手数料令第一条の二第一号ホに掲げる要件に該当する場合 当該要件に該当することを証する書面

六 特許法施行令第九条第二号又は特許法等関係手数料令第一条の二第二号に掲げる要件に該当する場合（次号に該当する場合を除く。） 次に掲げる書面

イ〜ハ（略）

七 特許法施行令第九条第二号又は特許法等関係手数料令第一条の二第二号に掲げる要件に該当する場合（同号ロにおいて、その設立の日以後十年を経過していないことに該当する場合に限る。） 次に掲げる書面

イ・ロ（略）

係る納税証明書その他当該要件に該当することを証する書面（非居住者にあつては、外国所得税に相当する税に係る申告書の写し）

四 特許法施行令第十四条第一号ニ又は特許法等関係手数料令第一条の二第一号ニに掲げる要件に該当する場合 事業税に係る納税証明書その他当該要件に該当することを証する書面（非居住者にあつては、外国所得税に相当する税に係る申告書の写し）

五 特許法施行令第十四条第一号ホ又は特許法等関係手数料令第一条の二第一号ホに掲げる要件に該当する場合 当該要件に該当することを証する書面

六 特許法施行令第十四条第二号又は特許法等関係手数料令第一条の二第二号に掲げる要件に該当する場合（次号に該当する場合を除く。） 次に掲げる書面

イ〜ハ（略）

七 特許法施行令第十四条第二号又は特許法等関係手数料令第一条の二第二号に掲げる要件に該当する場合（同号ロにおいて、その設立の日以後十年を経過していないことに該当する場合に限る。） 次に掲げる書面

イ・ロ（略）

○実用新案法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十一号）（第二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p style="text-align: center;">（手続の補正の期間）</p> <p>第一条 実用新案法（昭和三十四年法律第百二十三号）第二条の二第一項ただし書の経済産業省令で定める期間は、実用新案登録出願の日（同法第十条第一項若しくは第二項又は同法第十一条第一項において準用する特許法（昭和三十四年法律第百二十一号）第四十四条第一項の規定による実用新案登録出願について、実用新案法第二条の二第一項ただし書の規定により同法第八条第四項に規定する書面又は同法第十一条第一項において準用する特許法第四十三条第一項（実用新案法第十一条第一項において準用する特許法第四十三条の二第二項（実用新案法第十条第一項において準用する特許法第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。）及び同法第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。）に規定する書面について補正をする場合にあつてはその実用新案登録出願の日、実用新案法第四十八条の十六第四項の規定により実用新案登録出願とみなされた国際出願についての手続を補正する場合にあつては、同法第四十八条の十六第四項に規定する決定の日）から一月とする。</p> <p style="text-align: center;">（願書の様式）</p> <p>第一条の二（略）</p> <p>2 実用新案法第十条第一項若しくは第二項又は同法第十一条第</p>	<p style="text-align: center;">（新設）</p> <p>第一条（願書の様式）</p> <p>（略）</p> <p>2 実用新案法（昭和三十四年法律第百二十三号）第十条第一項</p>

一項において準用する特許法第四十四条第一項の規定による実用新案登録出願についての願書は、様式第二により作成しなければならない。

3 (略)

(決定により実用新案登録出願とみなされる国際出願の図面の提出の期間)

第十八条の二 実用新案法施行令(昭和三十五年政令第十七号)

第一条の表中、法第四十八条の七第一項及び第二項の項の経済産業省令で定める期間は、法第四十八条の十六第四項に規定する決定の日から二月とする。

(決定により実用新案登録出願とみなされる国際出願の登録料の納付期限の特例)

第十八条の三 実用新案法施行令第一条の表中、法第四十八条の十二の項の経済産業省令で定める期間は、一月とする。

(実用新案登録出願等に基づく優先権主張の取下げ)

第二十二条の三 実用新案法第四十八条の十第四項において読み替えて適用する同法第九条第一項の経済産業省令で定める期間は、一年四月とする。

(特許法施行規則の準用)

第二十三条 特許法施行規則第一章(総則) (特許法施行規則第四条の三第一項第四号、第五号、第九号から第十一号まで及び

若しくは第二項又は同法第十一条第一項において準用する特許法(昭和三十四年法律第二百一十一号)第四十四条第一項の規定による実用新案登録出願についての願書は、様式第二により作成しなければならない。

3 (略)

(決定により実用新案登録出願とみなされる国際出願の図面の提出の期間)

第十八条の二 実用新案法施行令第二条の表中、法第四十八条の七第一項及び第二項の項の経済産業省令で定める期間は、法第四十八条の十六第四項に規定する決定の日から二月とする。

(決定により実用新案登録出願とみなされる国際出願の登録料の納付期限の特例)

第十八条の三 実用新案法施行令第二条の表中、法第四十八条の十二の項の経済産業省令で定める期間は、一月とする。

(新設)

(特許法施行規則の準用)

第二十三条 特許法施行規則第一章(総則) (特許法施行規則第四条の三第一項第四号、第五号及び第十四号並びに第三項第七

第十七号並びに第三項第七号、第十一条の二から第十一条の二の三まで、第十三条の二並びに第十三条の三の規定を除く。）の規定は、実用新案登録出願、請求その他実用新案登録に関する手続に準用する。この場合において、特許法施行規則第四条の三第一項中「十六 再審の請求」とあるのは 十六の二 実

請求

用新案法第十四条の二の規定による訂正」と、同条第三項中「

六 第十五条第二項の規定による物件の受取の手続」とあるのは「六 第二十三条第一項において準用する特許法施行規則第

六の二 第二十二条第一項及び第二十二条の二第一項の規定による物件の受取の手続」と、第十條中「

定による情報の提供」とあるのは「特許法施行令（昭和三十五年政令第十六号）第十條」とあるのは「実用新案法施行令（昭和三十五年政令第十七号）第二條第二項」と、「第一條の三」とあるのは「第二條の二第二項」と、「この規則第四条の三から第七條まで、第八條第一項、第九條第四項、第十一條の五第二項、第二十五條の七第五項、第二十七條第一項、第二項、第三項前段若しくは第四項前段、第二十七條の二第二項若しくは第二項、第二十七條の四の二第五項（同條第七項において準用する場合を含む。）、第三十一條の二第七項、第三十八條の二第三項、第三十八條の十四第四項（同條第六項において準用する場合を含む。）、第六十九條第三項前段若しくは第六十九條の二第二項」とあるのは「実用新案法施行規則第二十一條第三項前段、第二十一條の四第二項、第二十三條第二項において準用する特許法施行規則第二十七條の

号、第十一条の二、第十三条の二並びに第十三条の三の規定を除く。）の規定は、実用新案登録出願、請求その他実用新案登録に関する手続に準用する。この場合において、特許法施行規則第四条の三第一項中「十三 再審の請求」とあるのは 十三の二 再審の請求

再審の請求」と、同条第三項中「六 第十五条第二項の規定による物件の受取の手続」とあるのは「六 第二十三条第一項において準用する特許法施

行規則第十五条第二項の規定による物件の受取の手続」と、第十條中「特許法施行令（昭和三十五年政令第十六号）第十五條

とあるのは「実用新案法施行令（昭和三十五年政令第十七号）第三條第二項」と、「第一條の三」とあるのは「第二條の二第二項」と、「この規則第四条の三から第七條まで、第八條第一項、第九條第四項、第十一條の五第二項、第二十五條の七第五項、第二十七條第一項、第二項、第三項前段若しくは第四項

前段、第二十七條の二第一項若しくは第二項、第三十八條の二第三項、第六十九條第三項前段若しくは第六十九條の二第二項」とあるのは「実用新案法施行規則第二十一條第三項前段、第二十一條の四第二項若しくは第二十三條第三項において準用する特許法施行規則第三十八條の二第三項」と、「特許法施行令第十五條」とあるのは「実用新案法施行令第三條第二項」と、第十一條第四項中「手数料」とあるのは「登録料」と、同條第五項中「手数料」とあるのは「手数料又は登録料」と読み替え

四の二第五項（第二十三条第二項において準用する特許法施行規則第二十七条の四の二第七項において準用する場合を含む。

）、「第二十三条第三項において準用する特許法施行規則第三十八条の二第三項若しくは第二十三条第七項において準用する特許法施行規則第三十八条の二第四項（第二十三条第七項において準用する場合を含む。）」と、「特許法施行令第十条」とあるのは「「実用新案法施行令第二条第二項」と、第十一条第四項中「手数料」とあるのは「登録料」と、同条第五項中「手数料」とあるのは「手数料又は登録料」と読み替えるものとする。

2 特許法施行規則第二十六条、第二十七条、第二十七条の三の二から第二十七条の五まで、第二十八条から第二十八条の四まで、第三十条及び第三十一条（信託、持分の記載等、発明の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けるための証明書の提出、パリ条約による優先権等の主張の証明書の提出、発明の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けようとする場合の手続等、塩基配列又はアミノ酸配列を含む特許出願等、特許出願の番号の通知、特許出願の放棄、特許出願の取下げ、特許出願等に基づく優先権等の主張の取下げ、特許出願の分割をする場合の補正及び提出書面の省略）の規定は、実用新案登録出願に準用する。この場合において、特許法施行規則第二十七条第三項中「特許法第九十五条第五項」とあるのは「実用新案法第五十四条第四項」と、同条第四項中「特許法第九十五条第六項」とあるのは「実用新案法第五十四条第五項」と、「出願審査」とあるのは「実用新案技術評価」と、「同法第九十五条の二」とあるのは「同条第八項」と、特許法施行規則第二十七条の四の

るものとする。

2 特許法施行規則第二十六条、第二十七条、第二十七条の三の二から第二十七条の五まで、第二十八条から第二十八条の四まで、第三十条及び第三十一条（信託、持分の記載等、発明の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けるための証明書の提出、パリ条約による優先権等の主張の証明書の提出、発明の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けようとする場合の手続等、塩基配列又はアミノ酸配列を含む特許出願等、特許出願の番号の通知、特許出願の放棄、特許出願の取下げ、特許出願等に基づく優先権等の主張の取下げ、特許出願の分割をする場合の補正及び提出書面の省略）の規定は、実用新案登録出願に準用する。この場合において、特許法施行規則第二十七条第三項中「特許法第九十五条第五項」とあるのは「実用新案法第五十四条第四項」と、同条第四項中「特許法第九十五条第六項」とあるのは「実用新案法第五十四条第五項」と、「出願審査」とあるのは「実用新案技術評価」と、「同法第九十五条の二」とあるのは「同条第八項」と、特許法施行規則第二十七条の五第

二中「特許法第四十一条第一項」とあるのは「実用新案法第八条第一項」と、同条第三項中「特許法第四十一条第四項及び」とあるのは「実用新案法第八条第四項及び同法第十一条第一項において準用する特許法」と、「同法」とあるのは「実用新案法第十一条第一項において準用する特許法」と、同項第一号中「特許出願」とあるのは「実用新案登録出願」と、「特許法第四十四条第一項、第四十六条第一項若しくは第二項又は第四十六条の二第一項」とあるのは「実用新案法第十条第一項若しくは第二項又は第四十一条第一項において準用する特許法第四十四条第一項」と、「同法第四十一条第一項、」とあるのは「実用新案法第八条第一項、同法第十一条第一項において準用する特許法」と、「優先日（優先権主張書面を提出することにより優先日について変更が生じる場合には、変更前の優先日又は変更後の優先日のいずれか早い日。次号において同じ。）から一年四月の期間が満了する日又はこれらの規定による優先権の主張を伴う特許出願の日から四月の期間が満了する日のいずれか遅い日までの間（出願審査の請求又は出願公開の請求があつた後の期間を除く。）」とあるのは「当該実用新案登録出願の日から一月」と、同項第二号中「特許法第四十四条第一項、第四十六条第一項若しくは第二項又は第四十六条の二第一項」とあるのは「実用新案法第十条第一項若しくは第二項又は第十一条第一項において準用する特許法第四十四条第一項」と、「特許出願」とあるのは「実用新案登録出願」と、「同法第四十一条第一項又は」とあるのは「実用新案法第八条第一項又は第四十一条第一項において準用する特許法」と、「優先日から一年四月、同法第四十四条第一項の規定による新たな特許出願に係るもと

三項中「特許法第十七条の二」とあるのは「実用新案法第二条の二若しくは第六条の二」と読み替えるものとする。

の特許出願の日、同法第四十六条第一項若しくは第二項の規定による出願の変更に係るもとの出願の日若しくは同法第四十六条の第二第一項の規定による特許出願の基礎とした実用新案登録に係る実用新案登録出願の日から四月又は同法第四十四条第一項、第四十六条第一項若しくは第二項又は第四十六条の第二第一項の規定による特許出願をした日から一月の期間が満了する日のいずれか遅い日までの間（出願審査の請求又は出願公開の請求があつた後の期間を除く。）とあるのは「当該実用新案登録出願の日から一月」と、同項第四号中「特許法第四十三条の第二第一項（同法）」とあるのは「実用新案法第十一条第一項において準用する特許法第四十三条の第二第一項（実用新案法第十一条第一項）において準用する特許法」と、同条第四項及び第七項中「特許法第八十四条の二十第四項」とあるのは「実用新案法第四十八条の十六第四項」と、特許法施行規則第二十七条の五第三項中「特許法第十七条の二」とあるのは「実用新案法第二条の二若しくは第六条の二」と、特許法施行規則第二十八条の四第二項中「特許法第四十二条第一項から第三項」とあるのは「実用新案法第九条第一項から第三項」と読み替えるものとする。

3～6 (略)

7 | 特許法施行規則第三十八条の十四（国際特許出願等についての優先権書類の提出）の規定は、実用新案法第四十八条の第三項の国際実用新案登録出願及び同法第四十八条の十六第四項の規定により実用新案登録出願とみなされた国際出願に準用する。この場合において、特許法施行規則第三十八条の十四第一項中「特許法第八十四条の二十第一項」とあるのは「実用新

3～6 (略)

(新設)

案法第四十八条の十六第一項」と、同条第三項中「特許法第八十四条の二十四第四項」とあるのは「実用新案法第四十八条の十六第四項」と、「第四十一条第一項」とあるのは「第八条第一項」と、「特許法第八十四条の四第一項」とあるのは「実用新案法第四十八条の四第一項」と、同条第四項中「特許法第四十一条第一項第一号」とあるのは「実用新案法第八十一条第一号」と、同条第六項中「特許法第八十四条の二十四第四項」とあるのは「実用新案法第四十八条の十六第四項」と読み替えるものとする。

8| 特許法施行規則第三十八条の十四の二（受理官庁による優先権の回復の効果等）の規定は、実用新案法第四十八条の三第二項の国際実用新案登録出願に準用する。

9| 9| 11| (略)

12| 特許法施行規則第九章（審判及び再審）（特許法施行規則第四十七条第二項の規定を除く。）の規定は、審判及び再審に準用する。

13| (略)

(新設)

7| 7| 9| (略)

10| 特許法施行規則第八章（審判及び再審）（特許法施行規則第四十七条第二項の規定を除く。）の規定は、審判及び再審に準用する。

11| (略)

改正案	現行
<p>（願書の様式等）</p> <p>第二条 願書（次項から第八項まで、第十二項及び第十三項の願書を除く。）は、様式第二により作成しなければならない。</p> <p>2～6 （略）</p> <p>7 防護標章登録出願についての願書（第四項、第六項及び第十項の願書を除く。）は、様式第七により作成しなければならない。</p> <p>8～12 （略）</p> <p>13 商標法第六十八条の二第一項の規定による国際登録出願についての願書は、別に定める様式により作成しなければならない。</p> <p>（事後指定）</p> <p>第三条 商標法第六十八条の四の規定による事後指定については、別に定める様式によりしなければならない。</p> <p>（動き商標の願書への記載）</p> <p>第四条 商標に係る文字、図形、記号、立体的形状又は色彩が変化するものであつて、その変化の前後にわたるその文字、図形、記号、立体的形状若しくは色彩又はこれらの結合からなる商標（以下「変化商標」という。）のうち、時間の経過に伴つて変化するもの（以下「動き商標」という。）の商標法第五条第</p>	<p>（願書の様式等）</p> <p>第二条 願書（次項から第八項まで、第十一項及び第十二項の願書を除く。）は、様式第二により作成しなければならない。</p> <p>2～6 （略）</p> <p>7 防護標章登録出願についての願書（第四項、第六項及び第九項の願書を除く。）は、様式第七により作成しなければならない。</p> <p>8～12 （略）</p> <p>13 商標法第六十八条の二第一項の規定による国際登録出願についての願書は、様式第九の二により作成しなければならない。</p> <p>（事後指定）</p> <p>第三条 商標法第六十八条の四の規定による事後指定については、様式第九の三によりしなければならない。</p> <p>（新設）</p>

一項第二号の規定による願書への記載は、その商標の時間の経過に伴う変化の状態が特定されるように表示した一又は異なる二以上の図又は写真によりしなければならない。

(ホログラム商標の願書への記載)

第四条の二 変化商標のうち、ホログラフィーその他の方法により変化するもの(前条に掲げるものを除く。以下「ホログラム商標」という。)の商標法第五条第一項第二号の規定による願書への記載は、その商標のホログラフィーその他の方法による変化の前後の状態が特定されるように表示した一又は異なる二以上の図又は写真によりしなければならない。

(立体商標の願書への記載)

第四条の三 立体的形状(文字、図形、記号若しくは色彩又はこれらの結合との結合を含む。)からなる商標(以下「立体商標」という。)の商標法第五条第一項第二号の規定による願書への記載は、その商標を一又は異なる二以上の方向から表示した図又は写真によりしなければならない。

2 (略)

(色彩のみからなる商標の願書への記載)

第四条の四 色彩のみからなる商標の商標法第五条第一項第二号の規定による願書への記載は、次のいずれかのものによりしなければならない。

- 一 商標登録を受けようとする色彩を表示した図又は写真
- 二 商標登録を受けようとする色彩を当該色彩のみで描き、そ

(新設)

(立体商標の願書への記載)

第四条 立体商標の商標法第五条第一項第二号の規定による願書への記載は、その商標を一又は異なる二以上の方向から表示した図又は写真によりしなければならない。

2 (略)

(新設)

他の部分を破線で描く等により当該色彩及びそれを付する位置が特定されるように表示した一又は異なる二以上の図又は写真

(音商標の願書への記載)

第四条の五 音からなる商標(以下「音商標」という。)の商標法第五条第一項第二号の規定による願書への記載は、文字若しくは五線譜又はこれらの組み合わせを用いて商標登録を受けようとする音を特定するために必要な事項を記載することによりしなければならない。ただし、必要がある場合には、五線譜に加えて一線譜を用いて記載することができる。

(位置商標の願書への記載)

第四条の六 商標に係る標章(文字、図形、記号若しくは立体的形状若しくはこれらの結合又はこれらと色彩との結合に限る。)(を付する位置が特定される商標(以下「位置商標」という。))の商標法第五条第一項第二号の規定による願書への記載は、その標章を実線で描き、その他の部分を破線で描く等により標章及びそれを付する位置が特定されるように表示した一又は異なる二以上の図又は写真によりしなければならない。

(商標登録を受けようとする商標の類型)

第四条の七 商標法第五条第二項第五号(同法第六十八条第一項において準用する場合を含む。))の経済産業省令で定める商標は、位置商標とする。

(新設)

(新設)

(新設)

(願書への商標の詳細な説明の記載又は物件の添付)

第四条の八 商標法第五条第四項(同法第六十八条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。)の経済産業省令で定める商標は、次のとおりとする。

- 一 動き商標
 - 二 ホログラム商標
 - 三 色彩のみからなる商標
 - 四 音商標
 - 五 位置商標
- 2 商標法第五条第四項の記載又は添付は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところにより行うものとする。
- 一 動き商標 商標の詳細な説明の記載
 - 二 ホログラム商標 商標の詳細な説明の記載
 - 三 色彩のみからなる商標 商標の詳細な説明の記載
 - 四 音商標 商標の詳細な説明の記載(商標登録を受けようとする商標を特定するために必要がある場合に限る。)及び商標法第五条第四項の経済産業省令で定める物件の添付
 - 五 位置商標 商標の詳細な説明の記載
- 3 商標法第五条第四項の経済産業省令で定める物件は、商標登録を受けようとする商標を特許庁長官が定める方式に従つて記録した一の光ディスクとする。
- 4 前項に掲げる物件であつて、商標法第六十八条の十第一項に規定する国際商標登録出願(以下「国際商標登録出願」という。)に係るものを提出する場合は、様式第九の二によりしななければならない。

(新設)

(国際商標登録出願に係る商標の詳細な説明)

第四条の九 商標法第六十八条の九第二項の表の国際登録簿に記載されている事項のうち国際登録の対象である商標の記載の意義を解釈するために必要な事項として経済産業省令で定めるものの項の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 色彩に係る主張に関する情報（色彩のみからなる商標の場合に限る。）

二 標章の記述

(国際登録の番号の記載)

第五条の二 国際商標登録出願又は商標法第六十八条の二十第二項に規定する国際登録に基づく商標権（以下「国際登録に基づく商標権」という。）についての請求その他の商標に関する手続において書面を提出するときは、商標登録出願の番号又は登録番号に代えて、同法第六十八条の二第一項に規定する国際登録（以下「国際登録」という。）の番号を記載しなければならない。

(商品及び役務の区分)

第六条 商標法施行令（昭和三十五年政令第十九号）第二条の規定による商品及び役務の区分（以下「商品及び役務の区分」という。）に属する商品又は役務は、別表のとおりとする。

(商標登録を受けようとする商標等の願書への記載等の省略)

(新設)

(国際登録の番号の記載)

第五条の二 商標法第六十八条の十第一項に規定する国際商標登録出願（以下「国際商標登録出願」という。）又は同法第六十八条の二十第二項に規定する国際登録に基づく商標権（以下「国際登録に基づく商標権」という。）についての請求その他の商標に関する手続において書面を提出するときは、商標登録出願の番号又は登録番号に代えて、同法第六十八条の二第一項に規定する国際登録（以下「国際登録」という。）の番号を記載しなければならない。

(商品及び役務の区分)

第六条 商標法施行令（昭和三十五年政令第十九号）第一条の規定による商品及び役務の区分（以下「商品及び役務の区分」という。）に属する商品又は役務は、別表のとおりとする。

(商標登録を受けようとする商標等の願書への記載等の省略)

第八条 商標法第十一条第一項から第三項まで、第十二条第一項、第十七条の二第一項（同法第六十八条第二項において準用する場合を含む。）において準用する意匠法第十七条の三第一項又は商標法第六十五条第一項の規定により新たな商標登録出願又は防護標章登録出願をしようとする場合において、もとの商標登録出願若しくは防護標章登録出願の願書に記載した商標登録若しくは防護標章登録を受けようとする商標若しくは標章（同法第十七条の二第一項（同法第六十八条第二項において準用する場合を含む。）において準用する意匠法第十七条の三第一項に規定する場合にあつては、商標法第十六条の二第一項の規定により却下された補正についての手續補正書に記載した商標登録又は防護標章登録を受けようとする商標又は標章を含む。）若しくは商標若しくは標章の詳細な説明又は願書に添付した商標法第五条第四項の物件が変更を要しないものであるときは、その旨を願書に表示して商標登録若しくは防護標章登録を受けようとする商標若しくは標章の願書への記載、商標若しくは標章の詳細な説明の願書への記載又は同項の物件の提出を省略することができる。

（国際登録の名義人の変更の記録の請求）
第九条の二 商標法第六十八条の六の規定による国際登録の名義人の変更の記録の請求は、別に定める様式によりしなければならない。

2 (略)

(更正の通報)

第八条 商標法第十一条第一項から第三項まで、第十二条第一項、第十七条の二第一項（同法第六十八条第二項において準用する場合を含む。）において準用する意匠法第十七条の三第一項又は商標法第六十五条第一項の規定により新たな商標登録出願又は防護標章登録出願をしようとする場合において、もとの商標登録出願又は防護標章登録出願の願書に記載した商標登録又は防護標章登録を受けようとする商標又は標章（同法第十七条の二第一項（同法第六十八条第二項において準用する場合を含む。）において準用する意匠法第十七条の三第一項に規定する場合にあつては、商標法第十六条の二第一項の規定により却下された補正についての手續補正書に記載した商標登録又は防護標章登録を受けようとする商標又は標章を含む。）が変更を要しないものであるときは、その旨を願書に表示して商標登録又は防護標章登録を受けようとする商標又は標章の願書への記載を省略することができる。

（国際登録の名義人の変更の記録の請求）
第九条の二 商標法第六十八条の六の規定による国際登録の名義人の変更の記録の請求は、様式第十一の二によりしなければならない。

2 (略)

(更正の通報)

第九条の四 商標法施行令第三条第二項の経済産業省令で定める通報は、標章の国際登録に関するマドリッド協定及び同協定の議定書に基づく共通規則（第十五条の二において「共通規則」という。）第二十八規則(2)の規定による更正の通報とする。

（国際登録の存続期間の更新の申請）

第十条の二 商標法第六十八条の五の規定による国際登録の存続期間の更新の申請は、別に定める様式によりしななければならない。

（手続補正書の様式等）

第十六条 手続の補正のうち、様式第二から様式第八まで、様式第九から様式第十二まで、様式第十四の二、様式第十五の二、様式第二十、様式第二十一若しくは第二条第十三項、第三条、第九条の二若しくは第十条の二に規定する別に定める様式、商標法施行規則等の一部を改正する省令（平成八年通商産業省令第七十九号）附則様式第六、第二十二條第一項において準用する特許法施行規則第四条の二第一項に規定する様式第二、同規則第八条第二項に規定する様式第四、同規則第九条の二第一項に規定する様式第九、同条第二項に規定する様式第十一、同規則第十一条の五に規定する様式第十六、同規則第十四條第一項及び第二項に規定する様式第二十二、同規則第二十七條の三の三第一項に規定する様式第三十六、同規則第二十八條の二に規定する様式第三十八若しくは同規則第二十八條の三に規定する様式第四十又は第二十二條第六項において準用する特許法施行規則第四十八條の三第二項に規定する様式第六十四の三、同規

第九条の四 商標法施行令第二条第二項の経済産業省令で定める通報は、標章の国際登録に関するマドリッド協定及び同協定の議定書に基づく共通規則（第十五条の二において「共通規則」という。）第二十八規則(2)の規定による更正の通報とする。

（国際登録の存続期間の更新の申請）

第十条の二 商標法第六十八条の五の規定による国際登録の存続期間の更新の申請は、様式第十二の二によりしななければならない。

（手続補正書の様式等）

第十六条 手続の補正のうち、様式第二から様式第八まで、様式第九から様式第十二の二まで、様式第十四の二、様式第十五の二、様式第二十若しくは様式第二十一、商標法施行規則等の一部を改正する省令（平成八年通商産業省令第七十九号）附則様式第六、第二十二條第一項において準用する特許法施行規則第四条の二第一項に規定する様式第二、同規則第八条第二項に規定する様式第四、同規則第九条の二第一項に規定する様式第九、同条第二項に規定する様式第十一、同規則第十一条の五に規定する様式第十六、同規則第十四條第一項及び第二項に規定する様式第二十二、同規則第二十七條の三の三第一項に規定する様式第三十六、同規則第二十八條の二に規定する様式第三十八若しくは同規則第二十八條の三に規定する様式第四十又は第二十二條第六項において準用する特許法施行規則第四十八條の三第二項に規定する様式第六十四の三、同規則第五十條第五項に規定する様式第六十五の二、同規則第五十條の二に規定する様

則第五十条第五項に規定する様式第六十五の二、同規則第五十条の二に規定する様式第六十五の四、同規則第五十条の三に規定する様式第六十五の六、同規則第五十一条第二項に規定する様式第六十五の九、同規則第五十七条の三第二項に規定する様式第六十五の十一、同規則第五十八条第二項に規定する様式第六十五の十三、同規則第五十八条の二第三項に規定する様式第六十五の十五、同規則第五十八条の十七に規定する様式第六十五の十七、同規則第六十条第五項に規定する様式第六十五の十九、同規則第六十条第六項に規定する様式第六十五の二十一、同規則第六十一条の十一第三項に規定する様式第六十五の二十三若しくは同規則第六十二条第二項に規定する様式第六十五の二十五により作成した書面を特許庁に提出することによりした手続の補正は様式第十五の二により、それ以外の手続の補正は様式第十六によりしななければならない。

2 4 (略)

5 特許法施行規則第十一条第五項の規定は、補正による手数料の納付に準用する。この場合において「様式第二、様式第十五の二、様式第十八、様式第二十六から様式第二十八の二まで、様式第四十四、様式第五十三、様式第五十五及び様式第六十一の六」とあるのは「商標法施行規則様式第二から様式第九まで、様式第十一、様式第十二及び様式第十四の二並びに同規則第二条第十三項、第三条、第九条の二及び第十条の二に規定する別に定める様式並びに同規則第二十二条第一項において準用する特許法施行規則第四条の二第一項に規定する様式第二」と、「前項（次条第二項において準用する場合を含む。）」とあるのは「商標法施行規則第十六条第四項」と読み替えるものとす

式第六十五の四、同規則第五十条の三に規定する様式第六十五の六、同規則第五十一条第二項に規定する様式第六十五の九、同規則第五十七条の三第二項に規定する様式第六十五の十一、同規則第五十八条第二項に規定する様式第六十五の十三、同規則第五十八条の二第三項に規定する様式第六十五の十五、同規則第五十八条の十七に規定する様式第六十五の十七、同規則第六十条第五項に規定する様式第六十五の十九、同規則第六十条第六項に規定する様式第六十五の二十一、同規則第六十一条の十一第三項に規定する様式第六十五の二十三若しくは同規則第六十二条第二項に規定する様式第六十五の二十五により作成した書面を特許庁に提出することによりした手続の補正は様式第十五の二により、それ以外の手続の補正は様式第十六によりしななければならない。

2 4 (略)

5 特許法施行規則第十一条第五項の規定は、補正による手数料の納付に準用する。この場合において「様式第二、様式第十五の二、様式第十八、様式第二十六から様式第二十八の二まで、様式第四十四、様式第五十三、様式第五十五及び様式第六十一の二」とあるのは「商標法施行規則様式第二から様式第九の三まで、様式第十一、様式第十二、様式第十三、様式第十四の二及び様式第十四の二並びに同規則第二十二条第一項において準用する特許法施行規則第四条の二第一項に規定する様式第二」と、「前項（次条第二項において準用する場合を含む。）」とあるのは「商標法施行規則第十六条第四項」と読み替えるものとす。

る。

(特許法施行規則等の準用)

第二十二條 特許法施行規則第一章(総則)(第四條の三第一項第四号、第七号、第八号及び第十七号並びに第三項第七号、第十一号、第十一條の二から第十一條の三の三まで、第十二條、第十三條の二並びに第十三條の三を除く。)並びに第二十七條の三の三第一項、第二十八條の二及び第二十八條の三(パリ条約による優先権等の主張の証明書の提出、特許出願の放棄、特許出願の取下げ)の規定は、商標登録出願、防護標章登録出願、国際登録出願(第一條第一項及び第二項の規定に限る。)、事後指定(第一條第一項及び第二項の規定に限る。)、国際登録の名義人の変更の記録の請求(第一條第一項及び第二項の規定に限る。)、国際登録の存続期間の更新の申請(第一條第一項及び第二項の規定に限る。)、書換登録の申請(第一條から第八條まで、第九條の二から第十條まで、第十一條の三から第十一條の五まで及び第十三條から第十七條までの規定に限る。)、請求その他商標登録、防護標章登録又は書換登録(第一條から第八條まで、第九條の二から第十條まで、第十一條の三から第十一條の五まで及び第十三條から第十七條までの規定に限る。)(に關する手続に準用する。この場合において、特許法施行規則第四條の二第一項中「特許出願及び拒絶査定不服審判」とあるのは「商標登録出願、防護標章登録出願、防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願及び書換登録の申請並びに商標法第四十四條第一項(同法第六十八條第四項及び同法附則第十三條(同法附則第二十三條)において準用する場合を

(特許法施行規則等の準用)

第二十二條 特許法施行規則第一章(総則)(第四條の三第一項第四号、第七号及び第十四号並びに第三項第七号、第十一條、第十一條の二、第十二條、第十三條の二並びに第十三條の三を除く。)並びに第二十七條の三の三第一項、第二十八條の二及び第二十八條の三(パリ条約による優先権等の主張の証明書の提出、特許出願の放棄、特許出願の取下げ)の規定は、商標登録出願、防護標章登録出願、国際登録出願(第一條第一項及び第二項の規定に限る。)、事後指定(第一條第一項及び第二項の規定に限る。)、国際登録の名義人の変更の記録の請求(第一條第一項及び第二項の規定に限る。)、国際登録の存続期間の更新の申請(第一條第一項及び第二項の規定に限る。)、書換登録の申請(第一條から第八條まで、第九條の二から第十條まで、第十一條の三から第十一條の五まで及び第十三條から第十七條までの規定に限る。)、請求その他商標登録、防護標章登録又は書換登録(第一條から第八條まで、第九條の二から第十條まで、第十一條の三から第十一條の五まで及び第十三條から第十七條までの規定に限る。)(に關する手続に準用する。この場合において、特許法施行規則第四條の二第一項中「特許出願及び拒絶査定不服審判」とあるのは「商標登録出願、防護標章登録出願、防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願及び書換登録の申請並びに商標法第四十四條第一項(同法第六十八條第四項及び同法附則第十三條(同法附則第二十三條)において準用する場合を含む。)(に關して準用する場合を

含む。)において準用する場合を含む。)及び同法第四十五条第一項(同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。)の審判」と、「同法第百八条第三項」とあるのは「商標法第四十一条第二項(同法第四十一条の二第六項において準用する場合を含む。)」と、特許法施行規則第四条の三第一項中「三

特許法第四十四条第一項の規定による特許出願(もとの特許出願の代理人による場合を除く。)」とあるのは「三 商標法第十条第一項(同法第六十八条第一項において準用する場合を含む。))又は同法第十七条の二第一項(同法第六十八条第二項において準用する場合を含む。))若しくは同法第五十五条の二第三項(同法第六十条の二第二項(同法第六十八条第五項において準用する場合を含む。))若しくは同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。))において準用する意匠法第十七条の三第一項の規定による商標登録出願(もとの商標登録出願又は防護標章登録出願の代理人による場合を除く。)」と、「五 商標権の存続期間の延長登録の出願」とあるのは「五の二 防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願書換登録の申請」の区分の数を減じて申請する場合に限る。)

と、「十二 審判の請求(拒絶査定不服審判を除く。)」とあるのは「十二 審判の請求(商標法第四十四条第一項(同法第六十八条第四項

含む。))及び同法第四十五条第一項(同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。))の審判」と、「同法第百八条第三項」とあるのは「商標法第四十一条第二項(同法第四十一条の二第六項において準用する場合を含む。))」と、特許法施行規則第四条の三第一項中「三 特許法第四十四条第一項の規定による特許出願(もとの特許出願の代理人による場合を除く。))

「とあるのは「三 商標法第十条第一項(同法第六十八条第一項において準用する場合を含む。))又は同法第十七条の二第一項(同法第六十八条第二項において準用する場合を含む。))若しくは同法第五十五条の二第三項(同法第六十条の二第二項(同法第六十八条第五項において準用する場合を含む。))若しくは同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。))において準用する意匠法第十七条の三第一項の規定による商標登録出願(もとの商標登録出願又は防護標章登録出願の代理人による場合を除く。))」と、「五 特許権の存続期間の延長登録の出願」とあるのは「五 商標権の存続期間の更新登録(出願」とあるのは「五の二 防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願書換登録の申請」の区分の数を減じて申請する場合に限る。)

と、「八 特許法第八十四条(同法第九十二条第七項又は第九十三条第三項において準用する場合を含む。))の規

「八 登録異議の申立て

及び同法附則第十三条（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）及び同法第四十五条第一項（同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。）の審判を除く。）と、特許法施行規則第七条及び第十八条第四項中「若しくは世界貿易機関の加盟国」とあるのは、「世界貿易機関の加盟国若しくは商標法条約の締約国」と、特許法施行規則第八条第一項中「特許異議申立書、審判請求書、特許法第八十四条の五第一項の書面、同法第八十四条の二十第一項の申出に係る書面」とあるのは「登録異議申立書、審判請求書、商標権の存続期間の更新登録の申請書、書換登録の申請書」と、特許法施行規則第八条第二項、第九条の二及び第九条の三第二項中「特許出願人又は拒絶査定不服審判」とあるのは「商標登録出願人、防護標章登録出願人、商標権の存続期間の更新登録の申請人、防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願人若しくは書換登録の申請者又は商標法第四十四条第一項（同法第六十八条第四項及び同法附則第十三条（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）若しくは同法第四十五条第一項（同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。）の審判」と、特許法施行規則第九条第一項中「特許出願人（防衛目的のためにする特許権及び技術上の知識の交流を容易にするための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の議定書第三項の規定の適用を受ける特許出願の出願人を除く。）及び拒絶査定不服審判」とあるのは「商標登録出願人、防護標章登録出願人、商標権の存続期間の更新登録の申請人、防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願人及び書換登録の申請者

定による答弁書の提出」とあるのは

八の二 商標法第四十三
八の三 商標法第四十三

条の七第一項の規定による参加の申請（同法第六十条の二第一
条の十二第一項の規定による意見書の提出（同法第六十条の二

項（同法第六十八条第五項において準用する場合を含む。）及
第一項（同法第六十八条第五項において準用する場合を含む。

）及び同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。）

）及び同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。）

と、「九 審判の請求（拒絶査定不服審判を除く。）」とあ

るのは「九 審判の請求（商標法第四十四条第一項（同法第六

十八条第四項及び同法附則第十三条（同法附則第二十三条にお
いて準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）

及び同法第四十五条第一項（同法第六十八条第四項において準
用する場合を含む。）の審判を除く。）と、「十二 証拠保

全の申立て（判定請求前、審判の請求前又は再審の請求前の申
立てに限る。）」とあるのは「十二 証拠保全の申立て（判定

請求前、登録異議の申立て前、審判の請求前又は再審の請求前
の申立てに限る。）」と、特許法施行規則第七条及び第十八条

第四項中「若しくは世界貿易機関の加盟国」とあるのは「世
界貿易機関の加盟国若しくは商標法条約の締約国」と、特許法
施行規則第八条第一項中「審判請求書、特許法第八十四条の

並びに商標法第四十四条第一項（同法第六十八条第四項及び同法附則第十三条（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。）若しくは同法第四十五条第一項（同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。）の審判」と、特許法施行規則第十条中「特許法第三十条第三項」とあるのは「商標法第七条第三項、第七条の二第四項若しくは第九条第二項」と、「特許法施行令（昭和三十五年政令第十六号）第十条、特許法等関係手数料令（昭和三十五年政令第二十号）第一条の三、産業競争力強化法施行令（平成二十六年政令第十三号）第十七条から第十九条まで又はこの規則第四条の三から第七条まで、第八条第一項、第九条第四項、第十一条の五第二項、第二十五条の七第五項、第二十七条第一項、第二項、第三項前段若しくは第四項前段、第二十七条の二第二項若しくは第二項、第二十七条の四の二第五項（同条第七項において準用する場合を含む。）、第三十一条の二第七項、第三十八条の二第三項、第三十八条の十四第四項（同条第六項において準用する場合を含む。）、第六十九条第三項前段若しくは第六十九条の二第二項」とあるのは「又は商標法施行規則第二条第十項、第十条第三項、第十八条第三項前段、第二十条第三項若しくは第四項」と、「特許法施行令第十条、特許法等関係手数料令第一条の三、産業競争力強化法施行令第十七条から第十九条まで又はこの規則第四条の三から第七条まで、第八条第一項、第九条第四項、第十一条の五第二項、第二十五条の七第五項、第二十七条第一項、第二項、第三項前段若しくは第四項前段、第二十七条の二第一項若しくは第二項、第二十七条の四の二第五項（同条第七項において準用する場合を含む。）

五第一項の書面、同法第八十四条の二十第一項の申出に係る書面」とあるのは「登録異議申立書、審判請求書、商標権の存続期間の更新登録の申請書、書換登録の申請書」と、特許法施行規則第八条第二項、第九条の二及び第九条の三第二項中「特許出願人又は拒絶査定不服審判」とあるのは「商標登録出願人、防護標章登録出願人、商標権の存続期間の更新登録の申請人、防護標章登録出願人、商標権の存続期間の更新登録の申請人、防護標章登録出願人、商標権の存続期間の更新登録の出願人及び書換登録の申請者並びに商標法第四十四条第一項（同法第六十八条第四項及び同法附則第十三条（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。）若しくは同法第四十五条第一項（同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。）の審判」と、特許法施行規則第十条中「特許法第三十条第三項」とあるのは「商標法第七条第三項、第七条の二第四項若しくは第九条第二項」と、「特許法施行令（昭和三十五年政令第十六号）第十五条

、第三十一条の二第七項、第三十八条の二第三項、第三十八条の十四第四項（同条第六項において準用する場合を含む。）、第六十九条第三項前段若しくは第六十九条の二第二項」とあるのは「又は商標法施行規則第二条第十項、第十条第三項、第十八条第三項前段、第二十条第三項若しくは第四項」と、特許法施行規則第十一条の四中「様式第二、様式第四、様式第九、様式第十一、様式第十三、様式第十五の二、様式第十六、様式第十八、様式第二十、様式第二十二、様式第二十六から様式第二十八の二まで、様式第三十一の五、様式第三十一の九から様式第三十四まで、様式第三十六、様式第三十八、様式第四十、様式第四十二、様式第四十四、様式第四十六、様式第四十八、様式第五十、様式第五十二から様式第五十五まで、様式第六十一の六、様式第六十四の三、様式第六十五の二、様式第六十五の四、様式第六十五の六、様式第六十五の九、様式第六十五の十一、様式第六十五の十三、様式第六十五の十五、様式第六十五の十七、様式第六十五の十九、様式第六十五の二十一、様式第六十五の二十三、様式第六十五の二十五又は様式第七十の二」とあるのは「商標法施行規則様式第二から様式第九まで、様式第十、様式第十一、様式第十一の三、様式第十二、様式第十四の二、様式第十五の二、様式第二十若しくは様式第二十一、商標法施行規則第二十二條第一項において準用する特許法施行規則第四条の二第一項に規定する様式第二、同規則第八条第二項に規定する様式第四、同規則第九条の二第一項に規定する様式第九、同条第二項に規定する様式第十一、同規則第十一条の五に規定する様式第十六、同規則第十四条第一項及び第二項に規定する様式第二十二、同規則第二十七条の三の三第一項に規定

、特許法等関係手数料令（昭和三十五年政令第二十号）第一条の三又はこの規則第四条の三から第七条まで、第八条第一項、第九条第四項、第十一条の五第二項、第二十五条の七第五項、第二十七条第一項、第二項、第三項前段若しくは第四項前段、第二十七条の二第一項若しくは第二項、第三十八条の二第三項、第六十九条第三項前段若しくは第六十九条の二第二項」とあるのは「又は商標法施行規則第二条第十項、第十条第三項、第十八条第三項前段、第二十条第三項若しくは第四項」と、特許法施行令第十五条、特許法等関係手数料令第一条の三又はこの規則第四条の三から第七条まで、第八条第一項、第九条第四項、第十一条の五第二項、第二十五条の七第五項、第二十七条第一項、第二項、第三項前段若しくは第四項前段、第二十七条の二第一項若しくは第二項、第三十八条の二第三項、第六十九条第三項前段、第二十条第三項若しくは第四項」と、特許法施行令第十五条、特許法等関係手数料令第一条の三又はこの規則第四条の三から第七条まで、第八条第一項、第九条第四項、第十一条の五第二項、第二十五条の七第五項、第二十七条第一項、第二項、第三項前段若しくは第四項前段、第二十七条の二第一項若しくは第二項、第三十八条の二第三項、第六十九条第三項前段若しくは第六十九条の二第二項」とあるのは「又は商標法施行規則第二条第十項、第十条第三項、第十八条第三項前段、第二十条第三項若しくは第四項」と、特許法施行規則第十一条の四中「様式第二、様式第四、様式第九、様式第十一、様式第十三、様式第十五の二、様式第十六、様式第十八、様式第二十、様式第二十二、様式第二十六から様式第二十八の二まで、様式第三十一の五、様式第三十一の九から様式第三十四まで、様式第三十六、様式第三十八、様式第四十、様式第四十二、様式第四十四、様式第四十六、様式第四十八、様式第五十二から様式第五十五まで、様式第六十一の二、様式第六十四の三、様式第六十五の二、様式第六十五の四、様式第六十五の六、様式第六十五の九、様式第六十五の十一、様式第六十五の十三、様式第六十五の十五、様式第六十五の十七

する様式第三十六、同規則第二十八条の二に規定する様式第三十八若しくは同規則第二十八条の三に規定する様式第四十又は商標法施行規則第二十二条第六項において準用する特許法施行規則第四十八条の三第二項に規定する様式第六十四の三、同規則第五十条第五項に規定する様式第六十五の二、同規則第五十条の二に規定する様式第六十五の四、同規則第五十条の三に規定する様式第六十五の六、同規則第五十一条第二項に規定する様式第六十五の九、同規則第五十七条の三第二項に規定する様式第六十五の十一、同規則第五十八条第二項に規定する様式第六十五の十三、同規則第五十八条の二第三項に規定する様式第六十五の十五、同規則第五十八条の十七に規定する様式第六十五の十七、同規則第六十条第五項に規定する様式第六十五の十九、同規則第六十条第六項に規定する様式第六十五の二十一、同規則第六十一条の十一第三項に規定する様式第六十五の二十三若しくは同規則第六十二条第二項に規定する様式第六十五の二十五」と、特許法施行規則第十一条の五中「特許出願の審査又は拒絶査定不服審判」とあるのは「商標登録出願、防護標章登録出願、防護標章登録出願、防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願若しくは書換登録の申請の審査又は商標法第四十四条第一項（同法第六十八条第四項及び同法附則第十三条（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。）の審査」と、特許法施行規則第十三条第四項中「拒絶査定不服審判」とあるのは「商標法第四十四条第一項（同法第六十八条第四項及び同法附則第十三条（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。））

、様式第六十五の十九、様式第六十五の二十一、様式第六十五の二十三、様式第六十五の二十五又は様式第七十の二」とあるのは「商標法施行規則様式第二から様式第九まで、様式第十、様式第十一、様式第十一の三、様式第十二、様式第十四の二、様式第十五の二、様式第二十若しくは様式第二十一、商標法施行規則第二十二条第一項において準用する特許法施行規則第四条の二第一項に規定する様式第二、同規則第八条第二項に規定する様式第四、同規則第九条の二第一項に規定する様式第九、同条第二項に規定する様式第十一、同規則第十一条の五に規定する様式第十六、同規則第十四条第一項及び第二項に規定する様式第二十二、同規則第二十七条の三の三第一項に規定する様式第三十六、同規則第二十八条の二に規定する様式第三十八若しくは同規則第二十八条の三に規定する様式第四十又は商標法施行規則第二十二条第六項において準用する特許法施行規則第四十八条の三第二項に規定する様式第六十四の三、同規則第五十条第五項に規定する様式第六十五の二、同規則第五十条の二に規定する様式第六十五の六、同規則第五十一条第二項に規定する様式第六十五の九、同規則第五十七条の三第二項に規定する様式第六十五の十一、同規則第五十八条第二項に規定する様式第六十五の十三、同規則第五十八条の二第三項に規定する様式第六十五の十五、同規則第五十八条の十七に規定する様式第六十五の十七、同規則第六十条第五項に規定する様式第六十五の十九、同規則第六十条第六項に規定する様式第六十五の二十一、同規則第六十一条の十一第三項に規定する様式第六十五の二十三若しくは同規則第六十二条第二項に規定する様式第六十五の二十五

において準用する場合を含む。)又は同法第四十五条第一項(同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。)の審判」と、特許法施行規則第十四条第二項中「特許法第三百三十四条第四項(同法第七十一条第三項、第二百十条の八第一項(同法第七十四条第一項において準用する場合を含む。))及び同法第七十四条第二項から第四項までにおいて準用する場合を含む。)」とあるのは「商標法第五十六条第一項(同法第四十三条の十五第一項(同法第六十条の二第一項(同法第六十八条第五項において準用する場合を含む。))及び同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。))、同法第六十二条第一項(同法第六十八条第五項において準用する場合を含む。))及び同法附則第二十一条(同法附則第二十三条において準用する場合を含む。))において準用する意匠法第五十八条第二項、商標法第六十二条第二項(同法第六十八条第五項において準用する場合を含む。))において準用する意匠法第五十八条第三項並びに商標法附則第十七条第一項(同法附則第二十三条において準用する場合を含む。))において準用する特許法第三百三十四条第四項(商標法第二十八条第三項において準用する特許法第七十一条第三項並びに商標法第六十一条(同法第六十八条第五項において準用する場合を含む。))及び同法附則第二十条(同法附則第二十三条において準用する場合を含む。))と「拒絶査定不服審判」とあるのは「商標法第四十四条第一項(同法第六十八条第四項及び同法附則第十三条(同法附則第二十三条において準用する場合を含む。))において準用する場合

」と、特許法施行規則第十一条の五中「特許出願の審査又は拒絶査定不服審判」とあるのは「商標登録出願、防護標章登録出願、防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願若しくは書換登録の申請の審査又は商標法第四十四条第一項(同法第六十八条第四項及び同法附則第十三条(同法附則第二十三条において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。))若しくは同法第四十五条第一項(同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。))の審判」と、特許法施行規則第十三条第三項中「審判(次項に規定する審判を除く。))、再審査又は判定の請求の後その請求」とあるのは「登録異議の申立て又は審判(次項に規定する審判を除く。))、再審査若しくは判定の請求の後その申立て又は請求」と、「その審判の番号」とあるのは「その登録異議の番号、審判の番号」と、同条第四項中「拒絶査定不服審判」とあるのは「商標法第四十四条第一項(同法第六十八条第四項及び同法附則第十三条(同法附則第二十三条において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。))又は同法第四十五条第一項(同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。))の審判」と、特許法施行規則第十四条第二項中「特許法第三百三十四条第四項(同法第七十一条第三項及び同法第七十四条第一項から第三項までにおいて準用する場合を含む。))とあるのは「商標法第五十六条第一項(同法第四十三条の十五第一項(同法第六十条の二第一項(同法第六十八条第五項において準用する場合を含む。))及び同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。))及び同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。))、同法第六十二条第一項(同法第六十八条第五項において準用する場合を

を含む。)又は同法第四十五条第一項(同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。)の審判」と、特許法施行規則第十六条第二項中「第三百三十三条第三項(同法第七十一条第三項、同法第二百十条の五第九項(同法第七十四條第一項において準用する場合を含む。))及び同法第二百十条の八第一項(同法第七十四條第一項において準用する場合を含む。))、同法第三百三十四條の二第九項並びに同法第七十四條第二項から第四項までにおいて準用する場合を含む。)」とあるのは「商標法第五十六条第一項(同法第四十三条の十五第一項(同法第六十条の二第一項(同法第六十八条第五項において準用する場合を含む。))及び同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。))及び同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。以下、この項において同じ。)、同法第六十二条第一項(同法第六十八条第五項において準用する場合を含む。以下、この項において同じ。))及び同法附則第二十一条(同法附則第二十三条において準用する場合を含む。以下、この項において同じ。))において準用する特許法第三百三十三条第三項(商標法第二十八条第三項において準用する特許法第七十一条第三項並びに商標法第六十一条(同法第六十八条第五項において準用する場合を含む。))及び同法附則第二十条(同法附則第二十三条において準用する場合を含む。))において準用する特許法

を含む。))及び同法附則第二十一条(同法附則第二十三条において準用する場合を含む。))において準用する意匠法第五十八条第二項、商標法第六十二条第二項(同法第六十八条第五項において準用する場合を含む。))において準用する意匠法第五十八条第三項並びに商標法附則第十七条第一項(同法附則第二十三条において準用する場合を含む。))において準用する特許法第三百三十四條第四項(商標法第二十八条第三項において準用する特許法第七十一条第三項並びに商標法第六十一条(同法第六十八条第五項において準用する場合を含む。))及び同法附則第二十条(同法附則第二十三条において準用する場合を含む。))において準用する特許法第七十四條第二項において準用する場合を含む。))と、「拒絶査定不服審判」とあるのは「商標法第四十四条第一項(同法第六十八条第四項及び同法附則第十三条(同法附則第二十三条において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。))又は同法第四十五条第一項(同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。))の審判」と、特許法施行規則第十六条第二項中「第三百三十三条第三項(同法第七十一条第三項、同法第三百三十四條の二第九項及び同法第七十四條第一項から第三項までにおいて準用する場合を含む。))とあるのは「商標法第五十六条第一項(同法第四十三条の十五第一項(同法第六十条の二第二項(同法第六十八条第五項において準用する場合を含む。))及び同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。))及び同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。以下、この項において同じ。))、同法第六十二条第一項(同法第六十八条第五項において準用する場合を含む。以下、この項において同じ。))及び同法附則第

第七百七十四条第三項において準用する場合を含む。）」と、「同法第百三十三條の第二項（同法第七十一條第三項、同法第百二十條の八第一項（同法第七十四條第一項において準用する場合を含む。）及び同法第百七十四條第二項から第四項までにおいて準用する場合を含む。）」とあるのは「商標法第五十六條第一項、同法第六十二條第一項及び同法附則第二十一條において準用する意匠法第五十八條第二項、商標法第六十二條第二項において準用する意匠法第五十八條第三項並びに商標法附則第十七條第一項において準用する特許法第百三十三條の第二項（商標法第二十八條第三項において準用する特許法第七十條第三項並びに商標法第六十一條（同法第六十八條第五項において準用する場合を含む。）及び同法附則第二十條（同法附則第二十三條において準用する場合を含む。）」において準用する特許法第百七十四條第三項において準用する場合を含む。）」と、特許法施行規則様式第二の備考11中「何處、何郡、何村、大字何、字何、何番地、何号のように詳しく記載する。」とあるのは「代理人にあつては、何處、何郡、何村、大字何、字何、何番地、何号のように詳しく記載し、請求人にあつてはなるべく何處、何郡、何村、大字何、字何、何番地、何号のように記載する。」と、特許法施行規則様式第三の備考7中「何處、何郡、何村、大字何、字何、何番地、何号のように詳しく記載する。」とあるのは「代理人にあつては、何處、何郡、何村、大字何、字何、何番地、何号のように詳しく記載し、請求人にあつてはなるべく何處、何郡、何村、大字何、字何、何番地、何号のように記載する。」と読み替えるものとする。

第二十一條（同法附則第二十三條において準用する場合を含む。以下、この項において同じ。）において準用する意匠法第五十八條第二項、商標法第六十二條第二項（同法第六十八條第五項において準用する場合を含む。以下、この項において同じ。）において準用する意匠法第五十八條第三項並びに商標法附則第十七條第一項（同法附則第二十三條において準用する場合を含む。以下、この項において同じ。）において準用する特許法第百三十三條第三項（商標法第二十八條第三項において準用する特許法第七十一條第三項並びに商標法第六十一條（同法第六十八條第五項において準用する場合を含む。）及び同法附則第二十條（同法附則第二十三條において準用する場合を含む。）」において準用する特許法第百七十四條第二項において準用する場合を含む。）」と、「同法第百三十三條の第二項（同法第七十一條第三項及び同法第百七十四條第一項から第三項までにおいて準用する場合を含む。）」とあるのは「商標法第五十六條第一項、同法第六十二條第一項及び同法附則第二十一條において準用する意匠法第五十八條第二項、商標法第六十二條第二項において準用する意匠法第五十八條第三項並びに商標法附則第十七條第一項において準用する特許法第百三十三條の第二項（商標法第二十八條第三項において準用する特許法第七十一條第三項並びに商標法第六十一條（同法第六十八條第五項において準用する場合を含む。）及び同法附則第二十條（同法附則第二十三條において準用する場合を含む。）」と、特許法施行規則様式第二の備考11中「何處、何郡、何村、大字何、字何、何番地、何号のように詳しく記載する。」とある

2 特許法施行規則第二十六条第三項から第六項まで、第二十七条第一項から第三項まで、第二十七条の四第一項、第三項及び第四項、第二十八条及び第三十条（信託、持分の記載等、パリ条約による優先権等の主張の手続、特許出願の番号の通知及び特許出願の分割をする場合の補正）の規定は、商標登録出願又は防護標章登録出願に準用する。この場合において、特許法施行規則第二十七条第三項中「特許法第九十五条第五項」とあるのは「商標法第七十六条第四項」と、特許法施行規則第三十条中「願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面」とあるのは「願書」と読み替えるものとする。

3～8 (略)

9 第十四条の規定は、再審に準用する。この場合において、第十四条中「それ以外の審判」とあるのは「それ以外の審判の確定審決に対する再審又は確定した商標法第四十三条の三第二項の取消決定に対する再審」と読み替えるものとする。

の「代理人にあつては、何県、何郡、何村、大字何、字何、何番地、何号のように詳しく記載し、請求人にあつてはなるべく何県、何郡、何村、大字何、字何、何番地、何号のように記載する。」と、特許法施行規則様式第三の備考7中「何県、何郡、何村、大字何、字何、何番地、何号のように詳しく記載する。」とあるのは「代理人にあつては、何県、何郡、何村、大字何、字何、何番地、何号のように詳しく記載し、請求人にあつてはなるべく何県、何郡、何村、大字何、字何、何番地、何号のように記載する。」と読み替えるものとする。

2 特許法施行規則第二十六条第三項から第六項まで、第二十七条第一項から第三項まで、第二十七条の四第一項及び第二項、第二十八条及び第三十条（信託、持分の記載等、パリ条約による優先権等の主張の手続、特許出願の番号の通知及び特許出願の分割をする場合の補正）の規定は、商標登録出願又は防護標章登録出願に準用する。この場合において、特許法施行規則第二十七条第三項中「特許法第九十五条第五項」とあるのは「商標法第七十六条第四項」と、特許法施行規則第三十条中「願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面」とあるのは「願書」と読み替えるものとする。

3～8 (略)

9 第十四条の規定は、再審に準用する。

改 正 案	現 行
<p>（特許登録原簿の記録） 第七条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 表示部には、特許権の表示をするほか、その存続期間の延長及び消滅並びに特許異議の申立てについての確定した決定、特許無効審判、延長登録無効審判若しくは訂正審判の確定審決又は再審の確定した決定若しくは確定審決に関する事項を記録しなければならない。</p> <p>4～7（略）</p> <p>（特許権の設定の登録の方法） 第二十八条（略）</p> <p>2 前項の場合において、当該特許出願が特許法第四十一条第一項の規定による優先権の主張を伴うものであるときは、表示部に先の出願の年月日を、当該特許出願が同法第四十三条第一項、第四十三条の二第一項（同法第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。）又は第四十三条の三第一項若しくは第二項の規定による優先権の主張を伴うものであるときは、表示部に当該優先権の主張の基礎とされた出願をした国の国名及び出願の年月日を記録しなければならない。ただし、当該特許出願が二以上の優先権の主張を伴うものであるときは、当該優先権の主張の基礎とされた出願のうち最先のものがされた国の国</p>	<p>（特許登録原簿の記録） 第七条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 表示部には、特許権の表示をするほか、その存続期間の延長及び消滅、特許無効審判、延長登録無効審判若しくは訂正審判の確定審決又は再審の確定審決に関する事項を記録しなければならない。</p> <p>4～7（略）</p> <p>（特許権の設定の登録の方法） 第二十八条（略）</p> <p>2 前項の場合において、当該特許出願が特許法第四十一条第一項の規定による優先権の主張を伴うものであるときは、表示部に先の出願の年月日を、当該特許出願が同法第四十三条第一項又は第四十三条の二第一項若しくは第二項の規定による優先権の主張を伴うものであるときは、表示部に当該優先権の主張の基礎とされた出願をした国の国名及び出願の年月日を記録しなければならない。ただし、当該特許出願が二以上の優先権の主張を伴うものであるときは、当該優先権の主張の基礎とされた出願のうち最先のものがされた国の国名（その出願が同法第四十三条第一項又は第四十三条の二第一項若しくは第二項の規定</p>

名（その出願が同法第四十三條第一項、第四十三條の二第一項（同法第四十三條の三第三項において準用する場合を含む。）又は第四十三條の三第一項若しくは第二項の規定による優先権の主張の基礎とされたものである場合に限る。）及び当該最先の出願の年月日並びに主張されている優先権の件数を記録しなければならぬ。

3 (略)

(明細書、特許請求の範囲又は図面の訂正の登録の方法)

第三十一條 特許異議の申立て、特許無効審判若しくは訂正審判又はこれらの確定した決定若しくは確定審決に対する再審による明細書、特許請求の範囲又は図面の訂正の登録をする場合において、特許発明の名称に変更があつたときは、変更後の名称を記録しなければならない。

2 (略)

(確定審決等の登録の方法)

第三十七條 特許異議の申立てについての確定した決定、特許無効審判、延長登録無効審判若しくは訂正審判の確定審決又は再審の確定した決定若しくは確定審決の登録をするときは、表示部に特許異議、審判又は再審の番号、決定又は審決が確定した旨及びその年月日並びに確定した決定又は確定審決の概要を記録しなければならない。

2 (略)

(予告登録の方法)

による優先権の主張の基礎とされたものである場合に限る。）及び当該最先の出願の年月日並びに主張されている優先権の件数を記録しなければならない。

3 (略)

(明細書、特許請求の範囲又は図面の訂正の登録の方法)

第三十一條 特許無効審判若しくは訂正審判又はこれらの確定審決に対する再審による明細書、特許請求の範囲又は図面の訂正の登録をする場合において、特許発明の名称に変更があつたときは、変更後の名称を記録しなければならない。

2 (略)

(確定審決等の登録の方法)

第三十七條 特許無効審判、延長登録無効審判若しくは訂正審判の確定審決又は再審の確定審決の登録をするときは、表示部に審判又は再審の番号、審決が確定した旨及びその年月日並びに確定審決の概要を記録しなければならない。

2 (略)

(予告登録の方法)

第三十八条 特許登録令第三条第三号から第五号までに掲げる申立て又は請求について予告登録をするときは、表示部に特許異議の申立て又は審判若しくは再審の請求があつた年月日、特許異議、審判又は再審の番号及び特許異議の申立てに係る特許の表示又は審判若しくは再審の請求の趣旨を記録しなければならない。

(二以上の権利を目的とする専用実施権等の設定又は消滅の登録の方法)

第五十五条 特許登録令第二十八条の規定による申請により二以上の特許権、実用新案権若しくは意匠権についての専用実施権又は商標権についての専用使用権若しくは商標権若しくは専用使用権についての通常使用権の設定の登録をするときは、それぞれの特許権の登録の事項部の相当区としてその旨を記録し、かつ、その事項部の相当区に他の特許権、実用新案権、意匠権若しくは商標権又はこれらに関する権利の表示をし、これらの権利がともに専用実施権又は専用使用権若しくは通常使用権の目的である旨を記録しなければならない。

2 特許登録令第二十八条の規定による申請により二以上の特許権、実用新案権、意匠権若しくは商標権又はこれらに関する権利について質権の設定の登録をするときは、それぞれの特許権の登録の事項部の相当区としてその旨を記録し、かつ、その事項部の相当区に他の特許権、実用新案権、意匠権若しくは商標権又はこれらに関する権利の表示をし、これらの権利がともに質権の目的である旨を記録しなければならない。

3 特許登録令第二十八条の規定による申請により二以上の特許

第三十八条 特許登録令第三条第三号又は第四号に掲げる請求について予告登録をするときは、表示部に審判又は再審の請求があつた年月日、審判又は再審の番号及び請求の趣旨を記録しなければならない。

(二以上の権利を目的とする専用実施権等の設定又は消滅の登録の方法)

第五十五条 特許登録令第二十九条の規定による申請により二以上の特許権、実用新案権若しくは意匠権についての専用実施権又は商標権についての専用使用権若しくは商標権若しくは専用使用権についての通常使用権の設定の登録をするときは、それぞれの特許権の登録の事項部の相当区としてその旨を記録し、かつ、その事項部の相当区に他の特許権、実用新案権、意匠権若しくは商標権又はこれらに関する権利の表示をし、これらの権利がともに専用実施権又は専用使用権若しくは通常使用権の目的である旨を記録しなければならない。

2 特許登録令第二十九条の規定による申請により二以上の特許権、実用新案権、意匠権若しくは商標権又はこれらに関する権利について質権の設定の登録をするときは、それぞれの特許権の登録の事項部の相当区としてその旨を記録し、かつ、その事項部の相当区に他の特許権、実用新案権、意匠権若しくは商標権又はこれらに関する権利の表示をし、これらの権利がともに質権の目的である旨を記録しなければならない。

3 特許登録令第二十九条の規定による申請により二以上の特許

を受ける権利に基づいて取得すべき特許権についての仮専用実施権の設定の登録をするときは、それぞれの仮専用実施権の登録用紙中の相当区の事項欄にその旨を記載し、かつ、その相当区の事項欄に他の特許を受ける権利に基づいて取得すべき特許権の表示をし、これらの権利がともに仮専用実施権の目的である旨を記載しなければならない。

第五十六条 特許登録令第二十八条の規定による申請により二以上の特許権、実用新案権若しくは意匠権についての専用実施権若しくは商標権についての専用使用権若しくは商標権若しくは専用使用権についての通常使用権の設定の登録をした場合又は二以上の特許権、実用新案権、意匠権若しくは商標権若しくはこれらに関する権利について質権の登録をした場合において、そのうちの一の権利を目的とする専用実施権、専用使用権若しくは通常使用権又は質権の消滅の登録をしたときは、他の特許権の登録の事項部の相当区に当該権利の表示をし、当該権利を目的とする専用実施権、専用使用権若しくは通常使用権又は質権が消滅した旨を記録し、かつ、消滅に係る事項について抹消記号を記録しなければならない。

2 特許登録令第二十八条の規定による申請により二以上の特許権を受ける権利に基づいて取得すべき特許権についての仮専用実施権の設定の登録をした場合において、そのうちの一の権利を目的とする仮専用実施権の消滅の登録をしたときは、他の仮専用実施権の登録用紙中の相当区の事項欄に当該権利の表示をし、当該権利を目的とする仮専用実施権が消滅した旨を記載し、かつ、消滅に係る事項を朱抹しなければならない。

を受ける権利に基づいて取得すべき特許権についての仮専用実施権の設定の登録をするときは、それぞれの仮専用実施権の登録用紙中の相当区の事項欄にその旨を記載し、かつ、その相当区の事項欄に他の特許を受ける権利に基づいて取得すべき特許権の表示をし、これらの権利がともに仮専用実施権の目的である旨を記載しなければならない。

第五十六条 特許登録令第二十九条の規定による申請により二以上の特許権、実用新案権若しくは意匠権についての専用実施権若しくは商標権についての専用使用権若しくは商標権若しくは専用使用権についての通常使用権の設定の登録をした場合又は二以上の特許権、実用新案権、意匠権若しくは商標権若しくはこれらに関する権利について質権の登録をした場合において、そのうちの一の権利を目的とする専用実施権、専用使用権若しくは通常使用権又は質権の消滅の登録をしたときは、他の特許権の登録の事項部の相当区に当該権利の表示をし、当該権利を目的とする専用実施権、専用使用権若しくは通常使用権又は質権が消滅した旨を記録し、かつ、消滅に係る事項について抹消記号を記録しなければならない。

2 特許登録令第二十九条の規定による申請により二以上の特許権を受ける権利に基づいて取得すべき特許権についての仮専用実施権の設定の登録をした場合において、そのうちの一の権利を目的とする仮専用実施権の消滅の登録をしたときは、他の仮専用実施権の登録用紙中の相当区の事項欄に当該権利の表示をし、当該権利を目的とする仮専用実施権が消滅した旨を記載し、かつ、消滅に係る事項を朱抹しなければならない。



改正案	現行
<p>（商標原簿の様式等）</p> <p>第一条の二（略）</p> <p>2 商標法（昭和三十四年法律第二百二十七号）第六十八条の第二項に規定する国際登録に基づく商標権（以下「国際登録に基づく商標権」という。）に係る商標登録原簿は、それに記録されている事項を記載した書類を様式第一の二により作成できるものでなければならない。</p> <p>3・4（略）</p> <p>（商標登録原簿の記録）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 第一表示部には、商標権の表示をするほか、その存続期間の更新、変更及び消滅並びに書き換えられた後の指定商品並びに商品及び役務の区分（商標法施行令（昭和三十五年政令第十九号）第二条の規定による商品及び役務の区分のうち、指定商品又は指定役務が属する商品又は役務の区分をいう。以下同じ。）並びに商品及び役務の区分の数（以下「区分の数」という。）並びに登録異議の申立てについての確定した決定、商標法第四十六条第一項、第五十条第一項、第五十一条第一項、第五十二条の二第一項、第五十三条第一項、第五十三条の二、同法附則第十四条若しくは商標法等の一部を改正する法律（平成八年</p>	<p>（商標原簿の様式等）</p> <p>第一条の二（略）</p> <p>2 商標法第六十八条の第二項に規定する国際登録に基づく商標権（以下「国際登録に基づく商標権」という。）に係る商標登録原簿は、それに記録されている事項を記載した書類を様式第一の二により作成できるものでなければならない。</p> <p>3・4（略）</p> <p>（商標登録原簿の記録）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 第一表示部には、商標権の表示をするほか、その存続期間の更新、変更及び消滅並びに書き換えられた後の指定商品並びに商品及び役務の区分（商標法施行令（昭和三十五年政令第十九号）第一条の規定による商品及び役務の区分のうち、指定商品又は指定役務が属する商品又は役務の区分をいう。以下同じ。）並びに商品及び役務の区分の数（以下「区分の数」という。）並びに登録異議の申立てについての確定した決定、商標法（昭和三十四年法律第二百二十七号）第四十六条第一項、第五十条第一項、第五十一条第一項、第五十二条の二第一項、第五十三条第一項、第五十三条の二、同法附則第十四条若しくは商標法</p>

法律第六十八号。以下「平成八年改正法」という。）附則第十七条第一項の審判の確定審決又は再審の確定した決定若しくは確定審決に関する事項を記録しなければならない。

4 9 (略)

第三条の二 (略)

2 3 (略)

4 甲区には、国際登録に基づく商標権の設定、処分の制限及び信託による国際登録に基づく商標権についての変更並びに防護標章登録に基づく権利の設定、移転、処分の制限及び信託による防護標章登録に基づく権利についての変更に関する事項を記録しなければならない。

5 6 (略)

(商標権の設定の登録の方法)

第五条 (略)

2 次の各号に掲げる商標権の設定の登録をするときは、前項の規定により記録すべき事項のほか、第一表示部には、当該各号に掲げる事項を記録しなければならない。

一 商標に係る文字、図形、記号、立体的形状又は色彩が変化するものであつて、その変化の前後にわたるその文字、図形、記号、立体的形状若しくは色彩又はこれらの結合からなる商標（以下「変化商標」という。）のうち、その商標が時間の経過に伴つて変化するもの（以下「動き商標」という。）に係る商標権 当該商標権が動き商標に係る商標権である旨

等の一部を改正する法律（平成八年法律第六十八号。以下「平成八年改正法」という。）附則第十七条第一項の審判の確定審決又は再審の確定した決定若しくは確定審決に関する事項を記録しなければならない。

4 9 (略)

第三条の二 (略)

2 3 (略)

4 甲区には、国際登録に基づく商標権の設定及び処分の制限並びに防護標章登録に基づく権利の設定、移転及び処分の制限に関する事項を記録しなければならない。

5 6 (略)

(商標権の設定の登録の方法)

第五条 (略)

2 立体商標に係る商標権の設定の登録をするときは、前項の規定により記録すべき事項のほか、第一表示部には、当該商標権が立体商標に係る商標権である旨を記録しなければならない。

二 変化商標のうち、ホログラフィーその他の方法により変化
するもの（前号に掲げるものを除く。以下「ホログラム商標
」という。）に係る商標権 当該商標権がホログラム商標に
係る商標権である旨

三 立体的形状（文字、図形、記号若しくは色彩又はこれらの
結合との結合を含む。）からなる商標（第一号、第二号及び
第六号に掲げるものを除く。以下「立体商標」という。）に
係る商標権 当該商標権が立体商標に係る商標権である旨

四 色彩のみからなる商標（第一号及び第二号に掲げるものを
除く。）に係る商標権 当該商標権が色彩のみからなる商標
に係る商標権である旨

五 音からなる商標に係る商標権 当該商標権が音からなる商
標に係る商標権である旨

六 商標に係る標章（文字、図形、記号若しくは立体的形状若
しくはこれらの結合又はこれらと色彩との結合に限る。）を
付する位置が特定される商標（第一号及び第二号に掲げるも
のを除く。以下「位置商標」という。）に係る商標権 当該
商標権が位置商標に係る商標権である旨

3ゝ6 (略)

第五条の二 国際登録に基づく商標権の設定の登録をするときは
、登録番号記録部として国際登録の番号を、第一表示部として
国際登録の日（当該国際登録が事後指定に係るものである場合
は国際登録の日及び事後指定の日）、査定又は審決があつた旨
及びその年月日、登録商標、商標の詳細な説明、指定商品又は
指定役務並びに商品及び役務の区分を、甲区として商標権者の

3ゝ6 (略)

第五条の二 国際登録に基づく商標権の設定の登録をするときは
、登録番号記録部として国際登録の番号を、第一表示部として
国際登録の日（当該国際登録が事後指定に係るものである場合
は国際登録の日及び事後指定の日）、査定又は審決があつた旨
及びその年月日、登録商標、指定商品又は指定役務並びに商品
及び役務の区分を、甲区として商標権者の氏名又は名称及び住

氏名又は名称及び住所又は居所を記録しなければならない。

2 (略)

(更正の通報)

第十六条の五 商標登録令第九条の五の経済産業省令で定める通報は、標章の国際登録に関するマドリッド協定及び同協定の議定書に基づく共通規則第二十八規則(2)の規定による更正の通報とする。

所又は居所を記録しなければならない。

2 (略)

(更正の通報)

第十六条の五 商標登録令第九条の四の経済産業省令で定める通報は、標章の国際登録に関するマドリッド協定及び同協定の議定書に基づく共通規則28(2)の規定による更正の通報とする。

○特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則（昭和五十三年通商産業省令第三十四号）（第六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（願書の記載事項）</p> <p>第十五条 法第三条第二項第四号の経済産業省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 出願人が、指定国のうちいずれかの国においてその国際出願が条約第四十三条に規定する追加特許、追加発明者証若しくは追加実用証を受けようとする出願又は規則4.11(a)(ii)に規定する継続出願若しくは一部継続出願として取り扱われることを求める場合にはその旨並びに当該国際出願の原出願の出願番号及び出願年月日又は当該国際出願の原特許、原発明者証若しくは原実用証の番号及び出願年月日</p> <p>六 （略）</p> <p>七 出願人が選択する管轄国際調査機関の表示</p> <p>（優先権の主張の追加）</p> <p>第二十七条の二 出願人は、優先日（優先権の主張を追加して行うことにより優先日について変更が生じる場合には、変更前の優先日又は変更後の優先日のいずれか早い日）から一年四月の期間が満了する日又は国際出願の日から四月の期間が満了する</p>	<p>（願書の記載事項）</p> <p>第十五条 法第三条第二項第四号の経済産業省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 出願人が、指定国のうちいずれかの国においてその国際出願が条約第四十三条に規定する追加特許、追加発明者証若しくは追加実用証を受けようとする出願又は規則4.11(a)(iv)に規定する継続出願若しくは一部継続出願として取り扱われることを求める場合にはその旨並びに当該国際出願の原出願の出願番号及び出願年月日又は当該国際出願の原特許、原発明者証若しくは原実用証の番号及び出願年月日</p> <p>六 （略）</p> <p>七 規則4.1(c)(iii)に規定する申立てをする者は、特許庁長官が定めるところにより作成した事項</p> <p>（優先権の主張の追加）</p> <p>第二十七条の二 出願人は、優先日（優先権の主張を追加して行うことにより優先日について変更が生じる場合には、変更前の優先日又は変更後の優先日のいずれか早い日）から一年四月以内に、特許庁長官に対し、書面により優先権の主張を追加して</p>

日のいずれか遅い日までの間に、特許庁長官に対し、書面により優先権の主張を追加して行うことができる。

2 (略)

(優先権の主張の補正)

第二十七条の三 出願人は、優先日（優先権の主張について補正をすることにより優先日について変更が生じる場合には、変更前の優先日又は変更後の優先日のいずれか早い日）から一年四月の期間が満了する日又は国際出願の日から四月の期間が満了する日のいずれか遅い日までの間に、特許庁長官に対し、書面により優先権の主張について補正をすることができる。

2 (略)

(優先権の回復の請求)

第二十八条の三 条約第八条(1)の規定により国際出願について優先権を主張しようとしたにもかかわらず、規則2.4(a)に規定する優先期間（以下この項において単に「優先期間」という。）内に当該国際出願をすることができなかった者は、当該国際出願をすることができなかったことについて正当な理由（以下この条において「回復理由」という。）があり、かつ、優先期間の経過後二月以内に当該国際出願をしたときは、当該期間内（条約第二十一条(2)(b)の規定による国際出願の国際公開の請求があり、かつ、当該請求により国際公開の技術的な準備が完了した後を除く。）に限り、特許庁長官に対し、書面により当該優先権の回復を請求することができる。

2 前項の規定による優先権の回復の請求（以下次条までにおい

行うことができる。ただし、当該書面は国際出願日から四月以内に提出しなければならない。

2 (略)

(優先権の主張の補正)

第二十七条の三 出願人は、優先日（優先権の主張を追加して行うことにより優先日について変更が生じる場合には、変更前の優先日又は変更後の優先日のいずれか早い日）から一年四月以内に、特許庁長官に対し、書面により優先権の主張について補正をすることができる。ただし、当該書面は国際出願日から四月以内に提出しなければならない。

2 (略)

(新設)

て「優先権の回復請求」という。）は、願書又は様式第十五の二の二若しくは様式第十五の二の三（次項において「優先権の回復請求書」という。）によりしなければならない。

3 優先権の回復請求をする者は、第一項に規定する期間内に様式第十五の二の四又は様式第十五の二の五（優先権の回復請求書により優先権の回復請求をする場合にあつては、優先権の回復請求書）に回復理由を記載して特許庁長官に提出しなければならない。

4 優先権の回復請求をする者は、第一項に規定する期間内に、回復理由があることを証明する書面を特許庁長官に提出しなければならない。ただし、特許庁長官が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

5 優先権の回復請求をする者は、国際出願の際に当該優先権の回復請求に係る優先権を主張しなかつたときは、第一項に規定する期間内に、その優先権を主張しなければならない。

6 前項の規定による優先権の主張は、様式第十三の三又は様式第十三の四によりしなければならない。

（優先権の回復の決定等）

第二十八条の四 特許庁長官は、優先権の回復請求があつたときは、当該優先権の回復請求を認めるか否かの決定をしなければならない。

2 特許庁長官は、優先権の回復請求を認めない旨の決定をしようとするときは、出願人に対し、その理由を通知し、相当の期間を指定して、意見書を提出する機会を与えなければならない。

（新設）

3 前項の意見書は、様式第十一の七又は様式第十一の八により作成しなければならない。

4 特許庁長官は、第一項の規定による決定をしたときは、その旨を出願人に通知しなければならない。

(優先権の主張の基礎となる出願の写し等の提出)

第二十九条の四 出願人は、第二十九条の二第一項の規定による明細書等の引用補充をするときは、特許庁長官に、優先権の主張の基礎となる出願の写し(当該出願の言語が国際出願の言語と異なる場合にあつては、当該出願の写し及び当該出願に係る国際出願の言語による翻訳文)を、同項に規定する期間内に提出しなければならない。ただし、次のいずれかに該当する場合には、当該出願の写しを提出することは要しない。

一 三 (略)

2・3 (略)

(欠落部分を記載した箇所の記載等)

第二十九条の八 (略)

2 出願人が、規則^{20.5}(a) i)の規定により当該欠落部分の補充をするときは、第二十九条の四第一項及び第二項の規定を準用する。この場合において、同条中「第二十九条の二第一項」とあるのは「第二十九条の六第一項又は第二十九条の七」と、「明細書等の引用補充」とあるのは「欠落部分の補充」と読み替えるものとする。

(優先権の主張の基礎となる出願の写し等の提出)

第二十九条の四 出願人は、第二十九条の二第一項の規定による明細書等の引用補充をするときは、次のいずれかに該当する場合を除き、特許庁長官に、優先権の主張の基礎となる出願の写し(当該出願の言語が国際出願の言語と異なる場合にあつては、当該出願の写し及び当該出願に係る国際出願の言語による翻訳文)を、同項に規定する期間内に提出しなければならない。

一 三 (略)

2・3 (略)

(欠落部分を記載した箇所の記載等)

第二十九条の八 (略)

2 出願人が、規則^{20.5}(a) i)の規定により当該欠落部分の補充をするときは、第二十九条の四第一項及び第二項の規定を準用する。この場合において、同条中「第二十九条の二第一項」とあるのは「第二十九条の六第一項」と、「明細書等の引用補充」とあるのは「欠落部分の補充」と読み替えるものとする。

(手数料の納付の補正)

第三十一条の二 特許庁長官は、国際出願をした者が法第十八条第二項(同項の表三の項に掲げる部分を除く。)の規定により納付すべき手数料を国際出願が特許庁に到達した日から一月以内に納付しないときは、当該手数料の納付の補正をすべきことを命じなければならない。

2 (略)

(手数料の一部返還)

第三十六条の二 条約第十二条(1)に規定する国際出願の調査用写し(以下「調査用写し」という。)が国際調査機関に送付される前に当該国際出願について法第四条の規定による認定がされず、若しくは取り下げられたものとみなす旨の決定がされ、又は当該国際出願の取下げがされたときは、法第十八条第二項(同項の表一の項に掲げる部分に限る。)の規定により納付された手数料(同項に規定する同表の第三欄に掲げる金額の範囲内において同項の政令で定める金額に係る部分に限る。)のうち一万円(産業競争力強化法(平成二十五年法律第九十八号)第七十五条第三項の規定により納付すべき手数料の軽減を受けた場合にあつては、納付された手数料のうち三千三百三十円)を減じた額を出願人の請求により返還する。

(手数料の一部返還)

(手数料の納付の補正)

第三十一条の二 特許庁長官は、国際出願をした者が法第十八条第二項(同項の表三の項に掲げる部分を除く。)及び第三項の規定により納付すべき手数料並びに同条第四項の規定により納付すべき手数料のうち、規則^{15.1}に規定する国際出願手数料(以下「国際出願手数料」という。)を国際出願が特許庁に到達した日から一月以内に納付しないときは、当該手数料の納付の補正をすべきことを命じなければならない。

2 (略)

(手数料の一部返還)

第三十六条の二 条約第十二条(1)に規定する国際出願の調査用写し(以下「調査用写し」という。)が国際調査機関に送付される前に当該国際出願について法第四条の規定による認定がされず、若しくは取り下げられたものとみなす旨の決定がされ、又は当該国際出願の取下げがされたときは、法第十八条第二項(同項の表一の項に掲げる部分に限る。)の規定により納付された手数料のうち七万円(産業競争力強化法(平成二十五年法律第九十八号)第七十五条第三項の規定により納付すべき手数料の軽減を受けた場合にあつては、納付された手数料のうち二千三百三十円)を出願人の請求により返還する。

(手数料の一部返還)

第五十条 国際出願が法第八条第一項の規定により国際調査報告が作成されている先の国際出願を基礎とする優先権の主張を伴う場合において、当該国際出願についての国際調査報告を作成するためにその先の国際出願の国際調査報告の相当部分を利用することができる場合は、法第十八条第二項（同項の表一の項に掲げる部分に限る。）の規定により納付された手数料（同項に規定する同表の第三欄に掲げる金額の範囲内において同項の政令で定める金額に係る部分に限る。）のうち二万八千円（産業競争力強化法第七十五条第三項の規定により納付すべき手数料の軽減を受けた場合にあつては、納付された手数料のうち九千三百三十円）を出願人の請求により返還する。

2 (略)

(手数料の納付)

第五十四条の二 国際予備審査の請求をした出願人は、法第十八条第二項（同項の表三の項に掲げる部分に限る。）の規定により納付すべき手数料を国際予備審査請求書を受理した日から一月又は当該国際出願の優先日から一年十月のうちいずれか遅い日までに納付しなければならない。

(削る)

第五十条 国際出願が法第八条第一項の規定により国際調査報告が作成されている先の国際出願を基礎とする優先権の主張を伴う場合において、当該国際出願についての国際調査報告を作成するためにその先の国際出願の国際調査報告の相当部分を利用することができる場合は、法第十八条第二項（同項の表一の項に掲げる部分に限る。）の規定により納付された手数料のうち二万八千円（産業競争力強化法第七十五条第三項の規定により納付すべき手数料の軽減を受けた場合にあつては、納付された手数料のうち九千三百三十円）を出願人の請求により返還する。

2 (略)

(手数料の納付)

第五十四条の二 国際予備審査の請求をした出願人は、法第十八条第二項（同項の表三の項に掲げる部分に限る。）又は第四項の規定により納付すべき手数料を国際予備審査請求書を受理した日から一月又は当該国際出願の優先日から一年十月のうちいずれか遅い日までに納付しなければならない。

(出願人の署名がない場合の書面の提出)

第七十一条の二 規則 4. 15 (b)、53. 8 (b)又は2. 5 (b)の規定による書面の提出は、様式第二十五又は様式第二十五の二によりしなければならない。

(発明の数の算定の方法)

第七十三条 令第二条第八項に規定する発明の数の算定は、請求の範囲に記載されている発明を、一の発明が異なる二以上の区分に属することのないようにして、一の発明又は規則第十三規則に規定する一群の発明に該当する二以上の発明に区分して行うものとする。この場合において、二以上の区分の方法がある場合であつてそれぞれにより区分した数が異なるときは、区分した数が最小となる方法で行うものとする。

(削る)

(国際出願手数料の金額)

2| 特許庁長官が前項の書面を適当と認めるときは、当該書面に係る願書若しくは国際予備審査請求書又はこれらの取下書に關し当該書面の提出以後提出される書面については、第二条第三項及び第三十六条第四項の規定にかかわらず、提出者の押印及び署名を要しない。

(発明の数の算定の方法)

第七十三条 令第二条第五項に規定する発明の数の算定は、請求の範囲に記載されている発明を、一の発明が異なる二以上の区分に属することのないようにして、一の発明又は規則第十三規則に規定する一群の発明に該当する二以上の発明に区分して行うものとする。この場合において、二以上の区分の方法がある場合であつてそれぞれにより区分した数が異なるときは、区分した数が最小となる方法で行うものとする。

(特許庁以外の条約に規定する国際調査機関に対する手数料の納付方法等)

第七十八条の二 法第十八条第三項の規定による手数料の納付は、特許庁長官が告示する口座に当該手数料を振り込み、かつ、その振込みを証明する書面を、特許庁長官に対し、提出することにより行わなければならない。なお、振込みを証明する書面は、特許庁長官が認めるときは、省略することができる。

2| 前項に規定する振込みを証明する書面の提出は、様式第二十七の三によりしなければならない。

第七十九条 令第二条第三項の特許協力条約に基づく規則第十五

規則に規定する国際出願手数料として経済産業省令で定める金額は、第一号に定めるところにより算定した金額とする。ただし、第二号又は第三号に該当する場合には、当該第一号に定めるところにより算定した金額からそれぞれ第二号又は第三号に定める金額を減額をした金額とする。

一 国際出願に係る書類の用紙の数（第三号に掲げる場合にあつては、工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則（平成二年通商産業省令第四十一号。以下「特例法施行規則」という。）第十条の二の規定により電子計算機に入力した事項を書類の用紙に換算した数。以下この条において同じ。）が三十枚以内の場合にあつては、千三百三十スイス・フランに相当する本邦通貨の金額として特許庁長官が国際事務局との合意に基づいて告示する金額、国際出願に係る書類の用紙の数が三十枚を超える場合にあつては、当該金額に、十五スイス・フランに相当する本邦通貨の金額として特許庁長官が国際事務局との合意に基づいて告示する金額に三十枚を超える用紙の数（第五十条の三第一項の規定による配列表を含む国際出願（第三号に掲げる場合であつて、当該配列表を特例法施行規則第十九条の二で定める方法により提出するものに限る。）にあつては、当該配列表の用紙の数を除く。）を乗じて得た金額を加算した金額

二 国際出願を第十六条第一項に規定する方式に従つて作成した願書に、第十四条第三項に規定する磁気ディスクを添付して行つた場合には、百スイス・フランに相当する本邦通貨の金額として特許庁長官が国際事務局との合意に基づいて告示

（新設）

する金額

三 国際出願を特例法第三条第一項の規定による電子情報処理組織を使用して行つた場合には、三百スイス・フランに相当する本邦通貨の金額として特許庁長官が国際事務局との合意に基づいて告示する金額

(国際出願手数料の返還)

第七十九条の二 国際出願の原本が国際事務局に送付される前に当該国際出願について法第四条の規定による認定がされず、若しくは取り下げられたものとみなす旨の決定がされ、又は当該国際出願の取下げがされたときは、法第十八条第二項（同項の表三の項に掲げる部分を除く。）の規定により納付された手数料のうち、前条に定める金額を出願人の請求により返還する。

(特許庁以外の条約に規定する国際調査機関に係る調査手数料の金額)

第八十条 令第二条第四項の特許協力条約に基づく規則第十六規則に規定する調査手数料として経済産業省令で定める金額は、特許庁以外の条約に規定する国際調査機関が規則16.(a)の規定に基づき要求する調査手数料の金額に相当する本邦通貨の金額として特許庁長官が国際事務局との合意に基づいて告示する金額とする。

(特許庁以外の条約に規定する国際調査機関に係る調査手数料の返還)

第八十条の二 調査用写しが国際調査機関に送付される前に当該

(新設)

(特許庁以外の条約に規定する国際調査機関に対する手数料の金額)

第七十八条の三 法第十八条第三項の経済産業省令で定める金額は、特許庁以外の条約に規定する国際調査機関が規則16.(a)の規定に基づき要求する調査手数料の金額に相当する本邦通貨の金額として特許庁長官が国際事務局との合意に基づいて告示する金額とする。

(特許庁以外の条約に規定する国際調査機関に対する手数料の返還)

第七十八条の四 調査用写しが国際調査機関に送付される前に当

国際出願について法第四条の規定による認定がされず、若しくは取り下げられたものとみなす旨の決定がされ、又は当該国際出願の取下げがされたときは、法第十八条第二項（同項の表二の項に掲げる部分に限る。）の規定により納付された手数料のうち、前条に定める金額を出願人の請求により返還する。

（削る）

（削る）

該国際出願について法第四条の規定による認定がされず、若しくは取り下げられたものとみなす旨の決定がされ、又は当該国際出願の取下げがされたときは、法第十八条第三項の規定により納付された手数料を出願人の請求により返還する。

（国際事務局に対する手数料の納付方法等）

第七十九条 法第十八条第四項の規定による手数料の納付は、特許庁長官が告示する国際事務局の口座に当該手数料を振り込み、かつ、その振込みを証明する書面を、特許庁長官に対し、提出することにより行わなければならない。なお、振込みを証明する書面は、特許庁長官が認めるときは、省略することができる。

2 前項に規定する振込みを証明する書面の提出は、様式第二十八又は様式第二十八の二によりしなければならない。

（国際事務局に対する手数料の金額）

第八十条 法第十八条第四項の経済産業省令で定める金額は、次の各号に掲げる者ごとに当該各号に掲げる金額とする。

一 法第十八条第二項の表一の項及び二の項の中欄に掲げる者のイに定めるところにより算定した国際出願手数料の金額。ただし、次のロ又はハに該当する場合には、当該イに定めるところにより算定した金額からそれぞれロ又はハに定める金額を減額した金額

イ 国際出願に係る書類の用紙の数（ハに掲げる場合にあつては、工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行

規則（平成二年通商産業省令第四十一号。以下「特例法施行規則」という。）第十条の二の規定により電子計算機に
入力した事項を書類の用紙に換算した数。以下この条にお
いて同じ。）が三十枚以内の場合にあつては、千三百三十
スイス・フランに相当する本邦通貨の金額として特許庁長
官が国際事務局との合意に基づいて告示する金額、国際出
願に係る書類の用紙の数が三十枚を超える場合にあつては
、当該金額に、十五スイス・フランに相当する本邦通貨の
金額として特許庁長官が国際事務局との合意に基づいて告
示する金額に三十枚を超える用紙の数（第五十条の三第一
項の規定による配列表を含む国際出願（ハに掲げる場合で
あつて、当該配列表を特例法施行規則第十九条の二で定め
る方法により提出するものに限る。）にあつては、当該配
列表の用紙の数を除く。）を乗じて得た金額を加算した金
額

ロ 法第十八条第二項の表一の項及び二の項の中欄に掲げる
者が、第十六条第一項に規定する方式に従つて作成した願
書に、第十四条第三項に規定する磁気ディスクを添付して
提出した場合には、百スイス・フランに相当する本邦通貨
の金額として特許庁長官が国際事務局との合意に基づいて
告示する金額

ハ 国際出願を特例法第三条第一項の規定による電子情報処
理組織を使用して行つた場合には、三百スイス・フランに
相当する本邦通貨の金額として特許庁長官が国際事務局と
の合意に基づいて告示する金額

二 法第十八条第二項の表三の項の中欄に掲げる者 二百スイ

(取扱手数料の金額)

第八十一条 令第二条第五項の特許協力条約に基づく規則第五十七規則に規定する取扱手数料として経済産業省令で定める金額は、二百スイス・フランに相当する本邦通貨の金額として特許庁長官が国際事務局との合意に基づいて告示する金額とする。

(取扱手数料の返還)

第八十一条の二 (削る)

国際予備審査請求書が国際事務局に送付される前に条約第三十七条の規定により国際予備審査の請求が取り下げられ、又は規則⁴若しくは第五十一条の二第二項の規定により行われなかつたもの⁵⁴とみなされたときは、法第十八条第二項(同項の表三の項に掲げる部分に限る。)の規定により納付された手数料のうち、前条に定める金額を出願人の請求により返還する。

(手数料)

第八十二条 (略)

2 特許法第九十五条第四項、第八項、第十一項から第十三項までの規定は、前項の規定により納付すべき手数料に準用する。

ス・フランに相当する本邦通貨の金額として特許庁長官が国際事務局との合意に基づいて告示する金額

(新設)

(国際事務局に対する手数料の返還)

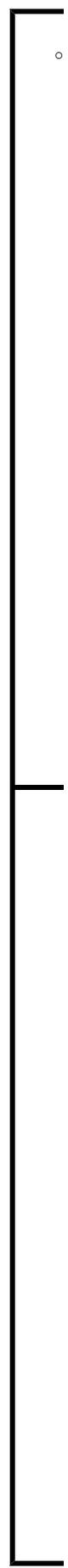
第八十一条 国際出願の原本が国際事務局に送付される前に当該国際出願について法第四条の規定による認定がされず、若しくは取り下げられたものとみなす旨の決定がされ、又は当該国際出願の取下げがされたときは、前条第一号に規定する手数料を出願人の請求により返還する。

2| 国際予備審査請求書が国際事務局に送付される前に条約第三十七条の規定により国際予備審査の請求が取り下げられ、又は規則⁴若しくは第五十一条の二第二項の規定により行われなかつたもの⁵⁴とみなされたときは、前条第二号に規定する手数料を出願人の請求により返還する。

(手数料)

第八十二条 (略)

2 特許法第九十五条第四項、第八項、第十一項及び第十二項の規定は、前項の規定により納付すべき手数料に準用する。



改正案	現行
<p>（特定手続の指定）</p> <p>第十条 法第三条第一項の経済産業省令で定める手続は、次に掲げる手続（別表第一の第二欄に掲げる手続及びこれらに係る同表の第三欄に掲げる手続並びに在外者が特許管理人によらないでする手続を除く。以下「特定手続」という。）とする。</p> <p>一～十 （略）</p> <p>十一 特許法第四十一条第四項又は実用新案法第八条第四項の規定による書面の提出（特許出願又は実用新案登録出願と同時にするものに限る。）</p> <p>十二 特許法第四十三条第一項（同法第四十三条の二第二項）同法第四十三条の三第三項（実用新案法第十一条第一項において準用する場合を含む。）及び実用新案法第十一条第一項において準用する場合を含む。）、特許法第四十三条の三第三項（実用新案法第十一条第一項、意匠法第十五条第一項及び商標法第十三条第一項（同法第六十八条第一項において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。）、実用新案法第十五条第一項及び商標法第十三条第一項（同法第六十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定による書面の提出（特許出願、実用新案登録出願、意匠登録出願、商標登録出願又は防護標章登録出願と同時にするものに限る。）</p>	<p>（特定手続の指定）</p> <p>第十条 法第三条第一項の経済産業省令で定める手続は、次に掲げる手続（別表第一の第二欄に掲げる手続及びこれらに係る同表の第三欄に掲げる手続並びに在外者が特許管理人によらないでする手続を除く。以下「特定手続」という。）とする。</p> <p>一～十 （略）</p> <p>十一 特許法第四十一条第四項又は実用新案法第八条第四項の規定による書面の提出</p> <p>十二 特許法第四十三条第一項（同法第四十三条の二第三項）実用新案法第十一条第一項、意匠法第十五条第一項及び商標法第十三条第一項（同法第六十八条第一項において準用する場合を含む。）、実用新案法第十一条第一項、意匠法第十五条第一項及び商標法第十三条第一項（同法第六十八条第一項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、実用新案法第十五条第一項及び商標法第十三条第一項（同法第六十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定による書面の提出</p>

十三〽三十四 (略)

三十五 特許法第八十四条の十四(同法第八十四条の第二十六項並びに実用新案法第四十八条の十五第三項及び第四十条の十六第五項において準用する場合を含む。)の規定による特許法第三十条第二項(実用新案法第十一条第一項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けようとする旨を記載した書面の提出
三十六〽六十一 (略)

(願書等の様式)

第十一条 電子情報処理組織を使用して又は第二十五条の規定による磁気ディスクの提出により次の表の第二欄に掲げる特定手続を行う者は、同表の第二欄に掲げる手続の区分に応じ、特許等関係法令の規定において同表の第三欄に掲げる書類に記載すべきこととされている事項を同表の第四欄に掲げる様式により法第二条第一項の電子計算機から入力し又は磁気ディスクに記録しなければならない。

一〽五 (略)	手	続書類名様式
	第十條第五十四号に規定する特許法第八十六条第一項(実用新案法第五十五条第一項)において準用する場合を含む	
	(略)	

十三〽三十四 (略)

三十五 特許法第八十四条の十四(同法第八十四条の第二十六項並びに実用新案法第四十八条の十五第三項及び第四十条の十六第六項において準用する場合を含む。)の規定による特許法第三十条第二項(実用新案法第十一条第一項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けようとする旨を記載した書面の提出
三十六〽六十一 (略)

(願書等の様式)

第十一条 電子情報処理組織を使用して又は第二十五条の規定による磁気ディスクの提出により次の表の第二欄に掲げる特定手続を行う者は、同表の第二欄に掲げる手続の区分に応じ、特許等関係法令の規定において同表の第三欄に掲げる書類に記載すべきこととされている事項を同表の第四欄に掲げる様式により法第二条第一項の電子計算機から入力し又は磁気ディスクに記録しなければならない。

一〽五 (略)	手	続書類名様式
	第十條第五十四号に規定する特許法第八十六条第一項(実用新案法第五十五条第一項)において準用する場合を含む	
	(略)	

。)、意匠法第六十三条第一項又は商標法第七十二条第一項の規定による証明の請求のうち特許出願、実用新案登録出願、意匠登録出願又は商標登録出願若しくは防護標章登録出願についてパリ条約(千九百年十二月十四日にブラッセルで、千九百十一年六月二日にワシントンで、千九百一十五年十一月六日にヘーグで、千九百三十四年六月二日にロンドンで、千九百五十八年十月三十一日にリスボンで及び千九百六十七年七月十四日にストックホルムで改正された工業所有権の保護に関する千八百八十三年三月二十日のパリ条約をいう。以下同じ。)

の同盟国、世界貿易機関の加盟国若しくは商標法条約の締結国又は特許法第四十三条の三第二項の特定国において優先権を主張するための書類についての証明の請求

。)、意匠法第六十三条第一項又は商標法第七十二条第一項の規定による証明の請求のうち特許出願、実用新案登録出願、意匠登録出願又は商標登録出願若しくは防護標章登録出願についてパリ条約(千九百年十二月十四日にブラッセルで、千九百十一年六月二日にワシントンで、千九百一十五年十一月六日にヘーグで、千九百三十四年六月二日にロンドンで、千九百五十八年十月三十一日にリスボンで及び千九百六十七年七月十四日にストックホルムで改正された工業所有権の保護に関する千八百八十三年三月二十日のパリ条約をいう。以下同じ。)

の同盟国、世界貿易機関の加盟国若しくは商標法条約の締結国又は特許法第四十三条の二第二項の特定国において優先権を主張するための書類についての証明の請求

(略)	<p>において準用する場合を含む。)、特許法第四十三條の三第三項(実用新案法第十一條第一項、意匠法第十五條第一項及び商標法第十三條第一項(同法第六十八條第一項)において準用する場合を含む。))に規定する書面</p>	<p>る場合を含む。)、特許法第四十三條の二第二項(同法第四十三條の三第三項(実用新案法第十一條第一項)において準用する場合を含む。))及び実用新案法第十一條第一項において準用する場合を含む。)</p>
	<p>を主張しようとする旨</p>	<p>の規定による優先権を主張しようとする旨</p>

(物件の提出)

(略)	<p>合を含む。))において準用する場合を含む。)</p>	<p>合を含む。))において準用する場合を含む。)</p>
	<p>規定する書面</p>	<p>規定する優先権を主張しようとする旨</p>

(物件の提出)

第十九条 電子情報処理組織を使用して特定手続を行う者は、特許等関係法令の規定により当該特定手続に際して特許庁に提出すべきものとされている次に掲げる物件を、第十条の二第一項に規定する事項の入力の後第二十条で定める期間内に、特許庁に提出しなければならない。

一 (略)

一の二 商標法第五条第四項の規定により提出する経済産業省令で定める物件

二〇十四 (略)

十五 商標法施行規則第二十条第五項の規定により提出すべき承諾を証明する書面

十六〇十八 (略)

2〇4 (略)

(特定処分等の指定)

第二十三条 法第四条第一項の経済産業省令で定める処分若しくは判定又は審判に関する記録その他の特許等関係法令の規定により文書をもって行うものとされている行為は、次に掲げるものとする。

一 特許法第十三条第四項(実用新案法第二条の五第二項、意匠法第六十八条第二項並びに商標法第七十七条第二項及び同法附則第二十七条第二項(同法附則第二十三条において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)の規定による次に掲げる手続(別表第一の第二欄に掲げる手続(平成十二年一月一日以後に拒絶査定等に対する審判を請求した事件が特許庁に係属している場合にする手続を除く。))に係

第十九条 電子情報処理組織を使用して特定手続を行う者は、特許等関係法令の規定により当該特定手続に際して特許庁に提出すべきものとされている次に掲げる物件を、第十条の二第一項に規定する事項の入力の後第二十条で定める期間内に、特許庁に提出しなければならない。

一 (略)

(新設)

二〇十四 (略)

十五 商標法施行規則第二十条第二項の規定により提出すべき承諾を証明する書面

十六〇十八 (略)

2〇4 (略)

(特定処分等の指定)

第二十三条 法第四条第一項の経済産業省令で定める処分若しくは判定又は審判に関する記録その他の特許等関係法令の規定により文書をもって行うものとされている行為は、次に掲げるものとする。

一 特許法第十三条第四項(実用新案法第二条の五第二項、意匠法第六十八条第二項並びに商標法第七十七条第二項及び同法附則第二十七条第二項(同法附則第二十三条において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)の規定による次に掲げる手続(別表第一の第二欄に掲げる手続(平成十二年一月一日以後に拒絶査定等に対する審判を請求した事件が特許庁に係属している場合にする手続を除く。))に係

るものを除く。)の却下の処分

イ・ロ (略)

チ 特許法第四十三条第二項(同法第四十三条の二第二項)同法第四十三条の第三項(実用新案法第十一条第一項において準用する場合を含む。)及び実用新案法第十一条第一項において準用する場合を含む。、特許法第四十三条の第三項(実用新案法第十一条第一項、意匠法第十五条第一項及び商標法第十三条第一項(同法第六十八条第一項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。、実用新案法第十一条第一項、意匠法第十五条第一項及び商標法第十三条第一項(同法第六十八条第一項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)の規定による書類の提出

リ 特許法第八十四条の十四(同法第八十四条の二十第六項並びに実用新案法第四十八条の十五第三項及び第四十八条の十六第五項において準用する場合を含む。)の規定による特許法第三十条第二項(これらの規定を実用新案法第十一条第一項において準用する場合を含む。)に規定する発明又は考案であることを証明する書面の提出

又・ヨ (略)

二・六 (略)

七 審判長、審判官又は審査官が行う審決、査定若しくは決定又はこれらの取消し(次のイからホまでに掲げるものを除く。)

イ・ロ (略)

(削る)

るものを除く。)の却下の処分

イ・ロ (略)

チ 特許法第四十三条第二項(同法第四十三条の二第三項)実用新案法第十一条第一項、意匠法第十五条第一項及び商標法第十三条第一項(同法第六十八条第一項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。、実用新案法第十一条第一項、意匠法第十五条第一項及び商標法第十三条第一項(同法第六十八条第一項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)の規定による書類の提出

リ 特許法第八十四条の十四(同法第八十四条の二十第六項並びに実用新案法第四十八条の十五第三項及び第四十八条の十六第六項において準用する場合を含む。)の規定による特許法第三十条第二項(これらの規定を実用新案法第十一条第一項において準用する場合を含む。)に規定する発明又は考案であることを証明する書面の提出

又・ヨ (略)

二・六 (略)

七 審判長、審判官又は審査官が行う審決、査定若しくは決定又はこれらの取消し(次のイからヘまでに掲げるものを除く。)

イ・ロ (略)

ハ 再審の審決又は決定

ハ)ホ)

八 (略)

九 特許法第四百七十七条第一項(同法第七十一条第三項(実用新案法第二十六条、意匠法第二十五条第三項及び商標法第二十八条第三項(同法第六十八条第三項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。))以下この号において同じ。)、特許法第五十一条(同法第七十一条第三項及び第百二十条、実用新案法第四十一条、意匠法第五十二条並びに商標法第五十六条第一項(同法第四十三条の八(同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。))及び同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。))及び同法附則第十七条第一項(同法附則第二十三条において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)、実用新案法第四十一条、意匠法第五十二条並びに商標法第五十六条第一項(同法第四十三条の六第二項(同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。))及び同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。))及び同法附則第十七条第一項(同法附則第二十三条において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。))の規定による調書の作成(国際商標登録出願及び国際登録に基づく商標権に係る審判、国際登録に基づく商標権の効力についての判定並びに国際登録に基づく商標権に係る登録異議の申立てについてするものを除く。))

(指定特定手続以外の指定特定手続等の指定)

第三十四条の二

二)ハ)

八 (略)

九 特許法第四百七十七条第一項(同法第七十一条第三項(実用新案法第二十六条、意匠法第二十五条第三項及び商標法第二十八条第三項(同法第六十八条第三項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。))以下この号において同じ。)、特許法第五十一条(同法第七十一条第三項、実用新案法第四十一条、意匠法第五十二条並びに商標法第五十六条第一項(同法第四十三条の八(同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。))及び同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。))及び同法附則第十七条第一項(同法附則第二十三条において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)、実用新案法第四十一条、意匠法第五十二条並びに商標法第五十六条第一項(同法第四十三条の六第二項(同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。))及び同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。))及び同法附則第十七条第一項(同法附則第二十三条において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。))の規定による調書の作成(国際商標登録出願及び国際登録に基づく商標権に係る審判、国際登録に基づく商標権の効力についての判定並びに国際登録に基づく商標権に係る登録異議の申立てについてするものを除く。))

(指定特定手続以外の指定特定手続等の指定)

第三十四条の二

一〇四 (略)

五 特許法第四十三条第二項（同法第四十三条の二第二項（同法第四十三条の三第三項（実用新案法第十一条第一項において準用する場合を含む。）及び実用新案法第十一条第一項において準用する場合を含む。））、特許法第四十三条の三第三項（実用新案法第十一条第一項、意匠法第十五条第一項及び商標法第十三条第一項（同法第六十八条第一項において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。））、実用新案法第十三条第一項（同法第六十八条第一項において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。））、実用新案法第十一条第一項、意匠法第十五条第一項及び商標法第十三条第一項（同法第六十八条第一項において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。）の規定による優先権書類の提出

六〇三十四 (略)

（工業所有権の手数料等を現金により納付できる場合）

第四十一条の八 特許法第七十五条第五項ただし書、第一百十二条第三項ただし書若しくは第九十五条第八項ただし書（国際出願法第十八条第三項及び国際出願法施行規則第八十二条第二項において準用する場合を含む。）、実用新案法第三十一条第五項ただし書、第三十三条第三項ただし書若しくは第五十四条第七項ただし書、意匠法第四十二条第五項ただし書、第四十四条第三項ただし書若しくは第六十七条第六項ただし書、商標法第四十条第六項ただし書、第四十三条第四項ただし書若しくは第七十六条第六項ただし書又は法第四十条第六項ただし書に規定する経済産業省令で定める場合は、現金手続省令第一条第一項に規定する場合のほか、第三条の規定により識別番号が付与され

一〇四 (略)

五 特許法第四十三条第二項（同法第四十三条の二第三項、実用新案法第十一条第一項、意匠法第十五条第一項及び商標法第十三条第一項（同法第六十八条第一項において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。）の規定による優先権書類の提出

六〇三十四 (略)

（工業所有権の手数料等を現金により納付できる場合）

第四十一条の八 特許法第七十五条第五項ただし書、第一百十二条第三項ただし書若しくは第九十五条第八項ただし書（国際出願法第十八条第五項及び国際出願法施行規則第八十二条第二項において準用する場合を含む。）、実用新案法第三十一条第五項ただし書、第三十三条第三項ただし書若しくは第五十四条第七項ただし書、意匠法第四十二条第五項ただし書、第四十四条第三項ただし書若しくは第六十七条第六項ただし書、商標法第四十条第六項ただし書、第四十三条第四項ただし書若しくは第七十六条第六項ただし書又は法第四十条第六項ただし書に規定する経済産業省令で定める場合は、現金手続省令第一条第一項に規定する場合のほか、第三条の規定により識別番号が付与され

ている場合とする。

2 (略)

別表第一（第二条、第三条、第四条、第十条、第二十三条、第二十三条の四、第三十四条の二関係）

一	(一) 法の施行の日（以下「施行日」という。）前にされた特許出願及び実用新案登録出願（施行日以後にされた特許出願及び実用新案登録出願であつて、特許法第四十四条第二項（同法第四十六条第六項及び実用新案法第十一条第一項において準用する場合を含む。）実用新案法第十条第三項又は旧特許法第四十五条第六項若しくは第五十三条第四項（旧特許法第一百五十九条第一項（旧特許法第七十四条第一項（旧実用新案法第四十五条において準用する場合を含む。）及び旧実用新	(略)	(略)
---	--	-----	-----

ている場合とする。

2 (略)

別表第一（第二条、第三条、第四条、第十条、第二十三条、第二十三条の四、第三十四条の二関係）

一	(一) 法の施行の日（以下「施行日」という。）前にされた特許出願及び実用新案登録出願（施行日以後にされた特許出願及び実用新案登録出願であつて、特許法第四十四条第二項（同法第四十六条第五項及び実用新案法第十一条第一項において準用する場合を含む。）実用新案法第十条第三項又は旧特許法第四十五条第六項若しくは第五十三条第四項（旧特許法第一百五十九条第一項（旧特許法第七十四条第一項（旧実用新案法第四十五条において準用する場合を含む。）及び旧実用新	(略)	(略)
---	--	-----	-----

<p>二〇六 (略)</p>	<p>案法第四十一条において準用する場合を含む。)、旧特許法第六十一条の三第一項(旧実用新案法第四十一条において準用する場合を含む。)、及び旧実用新案法第十三条において準用する場合を含む。)の規定により施行日前にしたものとみなされるものを除く。)</p> <p>(二) (略)</p>
<p>二〇六 (略)</p>	<p>案法第四十一条において準用する場合を含む。)、旧特許法第六十一条の三第一項(旧実用新案法第四十一条において準用する場合を含む。)、及び旧実用新案法第十三条において準用する場合を含む。)の規定により施行日前にしたものとみなされるものを除く。)</p> <p>(二) (略)</p>

○工業所有権の手数料等を現金により納付する場合における手続に関する省令（平成八年通商産業省令第六十四号）（第八条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（工業所有権の手数料等を現金により納付できる場合）</p> <p>第一条 特許法（昭和三十四年法律第二百一十一号）第一百七十五条第五項ただし書、第一百二十二条第三項ただし書若しくは第九十五条第八項ただし書（特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律（昭和五十三年法律第三十号）以下「国際出願法」という。）第十八条第三項及び特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則（昭和五十三年通商産業省令第三十四号）以下「国際出願法施行規則」という。）第八十二条第二項において準用する場合を含む。）、実用新案法（昭和三十四年法律第二百二十三号）第三十一条第五項ただし書、第三十三条第三項ただし書若しくは第五十四条第七項ただし書、意匠法（昭和三十四年法律第二百二十五号）第四十二条第五項ただし書、第四十四条第三項ただし書若しくは第六十七条第六項ただし書、商標法（昭和三十四年法律第二百二十七号）第四十条第六項ただし書、第四十三条第四項ただし書若しくは第七十六条第六項ただし書又は工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成二年法律第三十号。以下「特例法」という。）第四十条第六項ただし書の規定（以下「現金納付関連規定」という。）に規定する経済産業省令で定める場合は、第二条第二項の規定により識別番号が付与されている場合とする。</p> <p>2 （略）</p>	<p>（工業所有権の手数料等を現金により納付できる場合）</p> <p>第一条 特許法（昭和三十四年法律第二百一十一号）第一百七十五条第五項ただし書、第一百二十二条第三項ただし書若しくは第九十五条第八項ただし書（特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律（昭和五十三年法律第三十号）以下「国際出願法」という。）第十八条第五項及び特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則（昭和五十三年通商産業省令第三十四号）以下「国際出願法施行規則」という。）第八十二条第二項において準用する場合を含む。）、実用新案法（昭和三十四年法律第二百二十三号）第三十一条第五項ただし書、第三十三条第三項ただし書若しくは第五十四条第七項ただし書、意匠法（昭和三十四年法律第二百二十五号）第四十二条第五項ただし書、第四十四条第三項ただし書若しくは第六十七条第六項ただし書、商標法（昭和三十四年法律第二百二十七号）第四十条第六項ただし書、第四十三条第四項ただし書若しくは第七十六条第六項ただし書又は工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成二年法律第三十号。以下「特例法」という。）第四十条第六項ただし書の規定（以下「現金納付関連規定」という。）に規定する経済産業省令で定める場合は、第二条第二項の規定により識別番号が付与されている場合とする。</p> <p>2 （略）</p>

(現金納付に係る工業所有権の手数料等の納付日の特例)

第七条 (略)

2 納付者が、納付に係る手続を行わなかった場合において、特許法百十一条第一項(意匠法第四十五条において準用する場合を含む。)、若しくは第九十五条第十一項(特例法第四十条第八項、国際出願法第十八条第三項及び国際出願法施行規則第八十二条第二項において準用する場合を含む。)、実用新案法第三十四条第一項若しくは第五十四条の二第十項、意匠法第六十七条第七項又は商標法第四十二条第一項若しくは第七十六条第七項の規定に基づき、現金納付に係る工業所有権の手数料等の返還を特許庁長官に請求するときは、特許法百十一条第二項(意匠法第四十五条において準用する場合を含む。)、及び第九十五条第十二項(特例法第四十条第八項、国際出願法第十八条第三項及び国際出願法施行規則第八十二条第二項において準用する場合を含む。)、実用新案法第三十四条第二項及び第五十四条の二第十一項、意匠法第六十七条第八項並びに商標法第四十二条第二項若しくは第七十六条第八項に規定する納付した日は、前項の規定にかかわらず、現金納付に係る工業所有権の手数料等が現金により日本銀行へ納付された日とする。

(現金納付に係る工業所有権の手数料等の納付日の特例)

第七条 (略)

2 納付者が、納付に係る手続を行わなかった場合において、特許法百十一条第一項(意匠法第四十五条において準用する場合を含む。)、若しくは第九十五条第十一項(特例法第四十条第八項、国際出願法第十八条第五項及び国際出願法施行規則第八十二条第二項において準用する場合を含む。)、実用新案法第三十四条第一項若しくは第五十四条の二第十項、意匠法第六十七条第七項又は商標法第四十二条第一項若しくは第七十六条第七項の規定に基づき、現金納付に係る工業所有権の手数料等の返還を特許庁長官に請求するときは、特許法百十一条第二項(意匠法第四十五条において準用する場合を含む。)、及び第九十五条第十二項(特例法第四十条第八項、国際出願法第十八条第五項及び国際出願法施行規則第八十二条第二項において準用する場合を含む。)、実用新案法第三十四条第二項及び第五十四条の二第十一項、意匠法第六十七条第八項並びに商標法第四十二条第二項若しくは第七十六条第八項に規定する納付した日は、前項の規定にかかわらず、現金納付に係る工業所有権の手数料等が現金により日本銀行へ納付された日とする。

○弁理士法施行規則（平成十二年通商産業省令第四百十一号）（第九条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（登録又は登録の抹消若しくは回復の申請） 第三十六条 令第七条第九号に規定する経済産業省令で定める手続は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 特許登録令（昭和三十五年政令第三十九号）<u>第三十条</u>（実用新案登録令（昭和三十五年政令第四十号）第七条、意匠登録令（昭和三十五年政令第四十一号）第七条及び商標登録令（昭和三十五年政令第四十二号）第十条において準用する場合を含む。）の規定による書面の提出</p>	<p>（登録又は登録の抹消若しくは回復の申請） 第三十六条 令第七条第九号に規定する経済産業省令で定める手続は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 特許登録令（昭和三十五年政令第三十九号）<u>第三十条の二</u>（実用新案登録令（昭和三十五年政令第四十号）第七条、意匠登録令（昭和三十五年政令第四十一号）第七条及び商標登録令（昭和三十五年政令第四十二号）第十条において準用する場合を含む。）の規定による書面の提出</p>

改正案	現行
<p>（国際出願に係る願書等に添付する書面）</p> <p>第五十四条 法第七十五条第三項の規定により国際出願に係る手数料の軽減を受けようとする者は、特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律（昭和五十三年法律第三十号）第十八条第二項の表一の項の規定により納付すべき手数料（同項に規定する同表の第三欄に掲げる金額の範囲内において同項の政令で定める金額に係る部分に限る。）の軽減を受けようとする場合にあっては国際出願に係る願書に、同項の表三の項の規定により納付すべき手数料（同項に規定する同表の第三欄に掲げる金額の範囲内において同項の政令で定める金額に係る部分に限る。）の軽減を受けようとする場合に、請求書に、令第十九条第一項に規定する申請書又はその写しを添付しなければならない。</p> <p>（特許料軽減申請書等の添付書面の省略）</p> <p>第五十六条 特許料軽減申請書等に添付すべき書面（以下この条において「書面」という。）を他の特許料軽減申請書等の提出に係る手続（特許法施行令（昭和三十五年政令第十六号）第十条又は特許法等関係手数料令（昭和三十五年政令第二十号）第一条の三に規定する手続を含む。）において既に特許庁長官に提出した者は、当該他の特許料軽減申請書等に添付した書面に変更がないときは、特許料軽減申請書等にその旨を記載して当</p>	<p>（国際出願に係る願書等に添付する書面）</p> <p>第五十四条 法第七十五条第三項の規定により国際出願に係る手数料の軽減を受けようとする者は、特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律（昭和五十三年法律第三十号）第十八条第二項の表一の項の規定により納付すべき手数料の軽減を受けようとする場合にあっては国際出願に係る願書に、同項の表三の項の規定により納付すべき手数料の軽減を受けようとする場合に、請求書に、令第十九条第一項に規定する申請書又はその写しを添付しなければならない。</p> <p>（特許料軽減申請書等の添付書面の省略）</p> <p>第五十六条 特許料軽減申請書等に添付すべき書面（以下この条において「書面」という。）を他の特許料軽減申請書等の提出に係る手続（特許法施行令（昭和三十五年政令第十六号）第十条又は特許法等関係手数料令（昭和三十五年政令第二十号）第一条の三に規定する手続を含む。）において既に特許庁長官に提出した者は、当該他の特許料軽減申請書等に添付した書面に変更がないときは、特許料軽減申請書等にその旨を記載して</p>

該書面の添付を省略することができる。ただし、特許庁長官は、特に必要があると認めるときは、当該書面の提出を命ずることができない。

当該書面の添付を省略することができる。ただし、特許庁長官は、特に必要があると認めるときは、当該書面の提出を命ずることができない。

改 正 案	現 行
<p>（特許法施行規則の準用）</p> <p>第十九条 特許法施行規則第一章（総則）（第四条の三第一項第四号、第五号、第九号から第十一号及び第十七号並びに第三項第七号、第十一条、第十一条の二から第十一条の三の三まで、第十三条の二並びに第十三条の三を除く。）の規定は、意匠登録出願、請求その他意匠登録に関する手続に準用する。この場合において、同規則第四条の二第一項及び第九条第一項中「及び拒絶査定不服審判」とあるのは「及び拒絶査定不服審判又は補正却下決定不服審判」と、第四条の三第一項中「三 特許法第四十四条第一項の規定による特許出願（もとの特許出願の代理人による場合を除く。）」とあるのは「三 意匠法第十条の二第一項又は第十七条の三第一項（同法第五十条第一項（同法第五十七条第一項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定による意匠登録出願（もとの意匠登録出願の代理人による場合を除く。）」と、「十二 審判の請求（拒絶査定不服審判を除く。）」とあるのは「十二 審判の請求（拒絶査定不服審判及び補正却下決定不服審判を除く。）」と、第八条第二項、第九条の二、第九条の三第二項及び第十一條の五中「拒絶査定不服審判」とあるのは「拒絶査定不服審判若しくは補正却下決定不服審判」と、第十条中「特許法第三十条第三項」とあるのは「意匠法第四條第三項」と、「特許法施行令（昭和三十五年政令第十六号）第十条、特許法等関</p>	<p>（特許法施行規則の準用）</p> <p>第十九条 特許法施行規則第一章（総則）（第四条の三第一項第四号、第五号及び第十四号並びに第三項第七号、第十一条、第十一条の二、第十三条の二並びに第十三条の三を除く。）の規定は、意匠登録出願、請求その他意匠登録に関する手続に準用する。この場合において、同規則第四条の二第一項及び第九条第一項中「及び拒絶査定不服審判」とあるのは「及び拒絶査定不服審判又は補正却下決定不服審判」と、第四条の三第一項中「三 特許法第四十四条第一項の規定による特許出願（もとの特許出願の代理人による場合を除く。）」とあるのは「三 意匠法第十条の二第一項又は第十七条の三第一項（同法第五十条第一項（同法第五十七条第一項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定による意匠登録出願（もとの意匠登録出願の代理人による場合を除く。）」と、「九 審判の請求（拒絶査定不服審判を除く。）」とあるのは「九 審判の請求（拒絶査定不服審判及び補正却下決定不服審判を除く。）」と、第八条第二項、第九条の二、第九条の三第二項及び第十一条の五中「拒絶査定不服審判」とあるのは「拒絶査定不服審判若しくは補正却下決定不服審判」と、第十条中「特許法第三十条第三項」とあるのは「意匠法第四條第三項」と、「特許法施行令（昭和三十五年政令第十六号）第十五条、特許法等関係手数料令（昭和三十五年政令第二十号）第一条の</p>

係手数料令（昭和三十五年政令第二十号）第一条の三、産業競争力強化法施行令（平成二十六年政令第十三号）第十七条から第十九条まで又はこの規則第四条の三から第七条まで、第八条第一項、第九条第四項、第十一条の五第二項、第二十五条の七第五項、第二十七条第一項、第二項、第三項前段若しくは第四項前段、第二十七条の二第一項若しくは第二項、第二十七条の四の二第五項（同条第七項において準用する場合を含む。）、第三十一条の二第七項、第三十八条の二第三項、第三十八条の十四第四項（同条第六項において準用する場合を含む。）、第六十九条第三項前段若しくは第六十九条の二第二項」とあるのは「又は意匠法施行規則第十八条第三項前段若しくは第十八条の四第二項」と、第十一条の四中「様式第二、様式第四、様式第九、様式第十一、様式第十三、様式第十五の二、様式第十六、様式第十八、様式第二十、様式第二十二、様式第二十六から様式第二十八の二まで、様式第三十一の五、様式第三十一の九から様

三又はこの規則第四条の三から第七条まで、第八条第一項、第九条第四項、第十一条の五第二項、第二十五条の七第五項、第二十七条第一項、第二項、第三項前段若しくは第四項前段、第二十七条の二第一項若しくは第二項、第三十八条の二第三項、第六十九条第三項前段若しくは第六十九条の二第二項」とあるのは「又は意匠法施行規則第十八条第三項前段若しくは第十八条の四第二項」と、「特許法施行令第十五条、特許法等関係手数料令第一条の三又はこの規則第四条の三から第七条まで、第八条第一項、第九条第四項、第十一条の五第二項、第二十五条の七第五項、第二十七条第一項、第二項、第三項前段若しくは第四項前段、第二十七条の二第一項若しくは第二項、第三十八条の二第三項、第六十九条第三項前段若しくは第六十九条の二第二項」とあるのは「又は意匠法施行規則第十八条第三項前段若しくは第十八条の四第二項」と、第十一条の四中「様式第二、様式第四、様式第九、様式第十一、様式第十三、様式第十五の二、様式第十六、様式第十八、様式第二十、様式第二十二、様式第二十六から様式第二十八の二まで、様式第三十一の五、様式第三十一の九から様式第三十四まで、様式第三十六、様式第三十八、様式第四十、様式第四十二、様式第四十四、様式第四十六、様式第四十八、様式第五十、様式第五十二から様式第五十五まで、様式第六十一の二、様式第六十四の三、様式第六十五の二、様式第六十五の四、様式第六十五の六、様式第六十五の九、様式第六十五の十一、様式第六十五の十三、様式第六十五の十五、様式第六十五の十七、様式第六十五の十九、様式第六十五の二十一、様式第六十五の二十三、様式第六十五の二十五又は様式第七十の二」とあるのは「意匠法施行規則様式

式第三十四まで、様式第三十六、様式第三十八、様式第四十、様式第四十二、様式第四十四、様式第四十六、様式第四十八、様式第五十、様式第五十二から様式第五十五まで、様式第六十一の六、様式第六十四の三、様式第六十五の二、様式第六十五の四、様式第六十五の六、様式第六十五の九、様式第六十五の十一、様式第六十五の十三、様式第六十五の十五、様式第六十五の十七、様式第六十五の十九、様式第六十五の二十一、様式第六十五の二十三、様式第六十五の二十五又は様式第七十の二」とあるのは「意匠法施行規則様式第一から様式第五まで、様式第九から様式第十二まで、様式第十四若しくは様式第十九の二、意匠法施行規則第十九条第一項において準用する特許法施行規則第四条の二第一項に規定する様式第二、同規則第八条第二項に規定する様式第四、同規則第九条の二第一項に規定する様式第九、同条第二項に規定する様式第十一、同規則第十一条の五に規定する様式第十六、同規則第十二条第一項に規定する様式第十八若しくは同規則第十四条第一項及び第二項に規定する様式第二十二、意匠法施行規則第十九条第三項において準用する特許法施行規則第二十七条の三の三第一項に規定する様式第三十六、同規則第二十八条の二に規定する様式第三十八若しくは同規則第二十八条の三に規定する様式第四十又は意匠法施行規則第十九条第八項において準用する特許法施行規則第四十条の三第二項に規定する様式第六十五の二、同規則第五十条の三に規定する様式第六十五の四、同規則第五十一条第二項に規定する様式第六十五の六、同規則第五十一条第二項に規定する様式第六十五の九、同規則第五十七条の三第二項に規定する様式第六十五

第一から様式第五まで、様式第九から様式第十二まで、様式第十四若しくは様式第十九の二、意匠法施行規則第十九条第一項において準用する特許法施行規則第四条の二第一項に規定する様式第二、同規則第八条第二項に規定する様式第四、同規則第九条の二第一項に規定する様式第九、同条第二項に規定する様式第十一、同規則第十一条の五に規定する様式第十六、同規則第十二条第一項に規定する様式第十八若しくは同規則第十四条第一項及び第二項に規定する様式第二十二、意匠法施行規則第十九条第三項において準用する様式第三十六、同規則第二十八条の二に規定する様式第三十八若しくは同規則第二十八条の三に規定する様式第四十又は意匠法施行規則第十九条第八項において準用する特許法施行規則第四十八条の三第二項に規定する様式第六十四の三、同規則第五十条第二項に規定する様式第六十五の二、同規則第五十条の三に規定する様式第六十五の六、同規則第五十一条第二項に規定する様式第六十五の九、同規則第五十七条の三第二項に規定する様式第六十五の十一、同規則第五十八条第二項に規定する様式第六十五の十三、同規則第五十八条の二第三項に規定する様式第六十五の十五、同規則第五十八条の十七第二項に規定する様式第六十五の十七、同規則第六十条第五項に規定する様式第六十五の十九、同規則第六十条第六項に規定する様式第六十五の二十一、同規則第六十一条の十一第三項に規定する様式第六十五の二十三若しくは同規則第六十二条第二項に規定する様式第六十五の二十五」と、第十三条第四項中「拒絶査定不服審判」とあるのは「拒絶査定不服審判又は補正却下決定

の十一、同規則第五十八条第二項に規定する様式第六十五の十三、同規則第五十八条の二第三項に規定する様式第六十五の十五、同規則第五十八条の十七第二項に規定する様式第六十五の十七、同規則第六十条第五項に規定する様式第六十五の十九、同規則第六十条第六項に規定する様式第六十五の二十一、同規則第六十一条の十一第三項に規定する様式第六十五の二十三若しくは同規則第六十二条第二項に規定する様式第六十五の二十五」と、第十三条第四項中「拒絶査定不服審判」とあるのは「拒絶査定不服審判又は補正却下決定不服審判」と、第十四条第二項中「拒絶査定不服審判」とあるのは「拒絶査定不服審判及び補正却下決定不服審判」と読み替えるものとする。

2 (略)

3 特許法施行規則第二十六条、第二十七条第一項から第三項まで、第二十七条の三の三第一項、第二十七条の四第一項、第三項及び第四項、第二十八条から第二十八条の三まで、第二十九条、第三十条及び第三十一条第二項（信託、持分の記載等、パリ条約による優先権等の主張の証明書の提出、発明の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けようとする場合の手續等、特許出願の番号の通知、特許出願の放棄、特許出願の取下げ、協議が成立した旨の特許公報への掲載、特許出願の分割をする場合の補正及び提出書面の省略）の規定は、意匠登録出願に準用する。この場合において、特許法施行規則第二十七条第三項中「特許法第九十五条第五項」とあるのは、「意匠法第六十七条第四項」と読み替えるものとする。

4 5 7 (略)

8 第十三条、特許法施行規則第九章（審判及び再審）（第四十

不服審判」と、第十四条第二項中「拒絶査定不服審判」とあるのは「拒絶査定不服審判及び補正却下決定不服審判」と読み替えるものとする。

2 (略)

3 特許法施行規則第二十六条、第二十七条第一項から第三項まで、第二十七条の三の三第一項、第二十七条の四第一項及び第二項、第二十八条から第二十八条の三まで、第二十九条、第三十条及び第三十一条第二項（信託、持分の記載等、パリ条約による優先権等の主張の証明書の提出、発明の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けようとする場合の手續等、特許出願の番号の通知、特許出願の放棄、特許出願の取下げ、協議が成立した旨の特許公報への掲載、特許出願の分割をする場合の補正及び提出書面の省略）の規定は、意匠登録出願に準用する。この場合において、特許法施行規則第二十七条第三項中「特許法第九十五条第五項」とあるのは、「意匠法第六十七条第四項」と読み替えるものとする。

4 5 7 (略)

8 第十三条、特許法施行規則第八章（審判及び再審）（第四十

六条並びに第五十条の十五第一項（第三十二条の規定を準用する部分に限る。）、「第二項及び第三項を除く。」の規定は、審判及び再審に準用する。この場合において、同規則第四十八条の三第二項、第五十条第五項、第五十条の二、第五十条の三、第五十一条第二項、第五十七条の三第二項、第五十八条第二項、第五十八条の二第一項及び第三項、第五十八条の十七第二項、第六十条第五項及び第六項、第六十一条の十一第三項並びに第六十二条第二項中「拒絶査定不服審判」とあるのは「拒絶査定不服審判及び補正却下決定不服審判」と読み替えるものとする。

9

(略)

六条並びに第五十条の十五第一項（第三十二条の規定を準用する部分に限る。）、「第二項及び第三項を除く。」の規定は、審判及び再審に準用する。この場合において、同規則第四十八条の三第二項、第五十条第五項、第五十条の二、第五十条の三、第五十一条第二項、第五十七条の三第二項、第五十八条第二項、第五十八条の二第一項及び第三項、第五十八条の十七第二項、第六十条第五項及び第六項、第六十一条の十一第三項並びに第六十二条第二項中「拒絶査定不服審判」とあるのは「拒絶査定不服審判及び補正却下決定不服審判」と読み替えるものとする。

9

(略)

○特許法施行規則等の一部を改正する省令（平成九年通商産業省令第二十一号）（附則第四条関係）（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">1 (略)</p> <p style="text-align: center;">(経過措置)</p> <p>2 この省令の施行の際現に特許庁に係属している特許出願、実用新案登録出願及び国際出願（この省令の施行日後にされた特許出願、実用新案登録出願であつて、特許法第四十四条第二項（同法第四十六条第六項及び実用新案法第十一条第一項において準用する場合を含む。）、実用新案法第十条第三項、特許法等の一部を改正する法律（平成五年法律第二十六号。以下この項において「平成五年改正法」という。）による改正前の特許法第四十四条第二項（同法第四十六条第六項及び平成五年改正法による改正前の実用新案法（以下この項において「平成五年旧実用新案法」という。）第九条第一項において準用する場合を含む。）、平成五年旧実用新案法第八条第三項、特許法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第四十一号。以下この項において「昭和六十年改正法」という。）による改正前の特許法（以下この項において「昭和六十年旧特許法」という。）第四十五条第六項若しくは第五十三条第四項（昭和六十年旧特許法第五十九条第一項（昭和六十年旧特許法第七十四条第一項（昭和六十年改正法による改正前の実用新案法（以下この項において「昭和六十年旧実用新案法」という。）第四十五条において準用する場合を含む。）及び昭和六十年旧実用新案法第</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">1 (略)</p> <p style="text-align: center;">(経過措置)</p> <p>2 この省令の施行の際現に特許庁に係属している特許出願、実用新案登録出願及び国際出願（この省令の施行日後にされた特許出願、実用新案登録出願であつて、特許法第四十四条第二項（同法第四十六条第五項及び実用新案法第十一条第一項において準用する場合を含む。）、実用新案法第十条第三項、特許法等の一部を改正する法律（平成五年法律第二十六号。以下この項において「平成五年改正法」という。）による改正前の特許法第四十四条第二項（同法第四十六条第六項及び平成五年改正法による改正前の実用新案法（以下この項において「平成五年旧実用新案法」という。）第九条第一項において準用する場合を含む。）、平成五年旧実用新案法第八条第三項、特許法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第四十一号。以下この項において「昭和六十年改正法」という。）による改正前の特許法（以下この項において「昭和六十年旧特許法」という。）第四十五条第六項若しくは第五十三条第四項（昭和六十年旧特許法第五十九条第一項（昭和六十年改正法による改正前の実用新案法（以下この項において「昭和六十年旧実用新案法」という。）第四十五条において準用する場合を含む。）及び昭和六十年旧実用新案法第</p>

四十一条において準用する場合を含む。）、昭和六十年旧特許法第六十一条の第三項（昭和六十年旧実用新案法第四十一条において準用する場合を含む。）及び昭和六十年旧実用新案法第十三条において準用する場合を含む。）又は平成五年改正法附則第五条第六項において準用する同条第二項の規定により、この省令の施行日前にしたものとみなされるものを除く。）に係る手続については、改正前の特許法施行規則、改正前の実用新案法施行規則、改正前の特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則及び改正前の工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則（以下この項において「旧特例法施行規則」という。）の規定は、この省令の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、旧特例法施行規則第十九条第一項、第三十一条第一項及び第三十三条中「通商産業省令」とあるのは、「経済産業省令」とする。

3
(略)

四十一条において準用する場合を含む。）、昭和六十年旧特許法第六十一条の第三項（昭和六十年旧実用新案法第四十一条において準用する場合を含む。）及び昭和六十年旧実用新案法第十三条において準用する場合を含む。）又は平成五年改正法附則第五条第六項において準用する同条第二項の規定により、この省令の施行日前にしたものとみなされるものを除く。）に係る手続については、改正前の特許法施行規則、改正前の実用新案法施行規則、改正前の特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則及び改正前の工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則（以下この項において「旧特例法施行規則」という。）の規定は、この省令の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、旧特例法施行規則第十九条第一項、第三十一条第一項及び第三十三条中「通商産業省令」とあるのは、「経済産業省令」とする。

3
(略)